

東郷町地域強靱化計画

令和2年8月

東郷町

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け.....	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け等	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 対象とする区域	1
第2章 東郷町の地域特性	2
1 東郷町の地域特性	2
(1) 地形	2
(2) 人口動向	3
(3) 産業特性	4
(4) まちの現状	4
(5) 社会資本の老朽化	5
2 東郷町に影響を及ぼす大規模自然災害.....	6
(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定.....	6
(2) 地震により想定される被害.....	6
(3) 風水害（豪雨、暴風、竜巻）により想定される被害.....	8
(4) 土砂災害により想定される被害.....	10
(5) 異常湧水により想定される被害.....	10
第3章 東郷町の強靱化の基本的な考え方.....	11
1 東郷町地域強靱化の基本目標.....	11
2 東郷町の強靱化を進める上での留意事項.....	11
第4章 東郷町の脆弱性評価と強靱化の推進方針.....	12
1 脆弱性の評価	12
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）設定.....	12
(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定.....	14
(3) 脆弱性評価結果	14
2 推進すべき施策の方針	14
(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針.....	14
(2) 施策分野ごとの施策の推進方針.....	36
ア 個別施策分野	36
イ 横断的分野	53

第5章 計画推進の方策	62
1 計画の推進体制	62
2 計画の進捗管理	62
3 計画の見直し等	62

用語解説	63
------------	----

(別紙)

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	70
2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	91

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

その後、平成 26 年 6 月に基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、愛知県においても平成 28 年 3 月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。

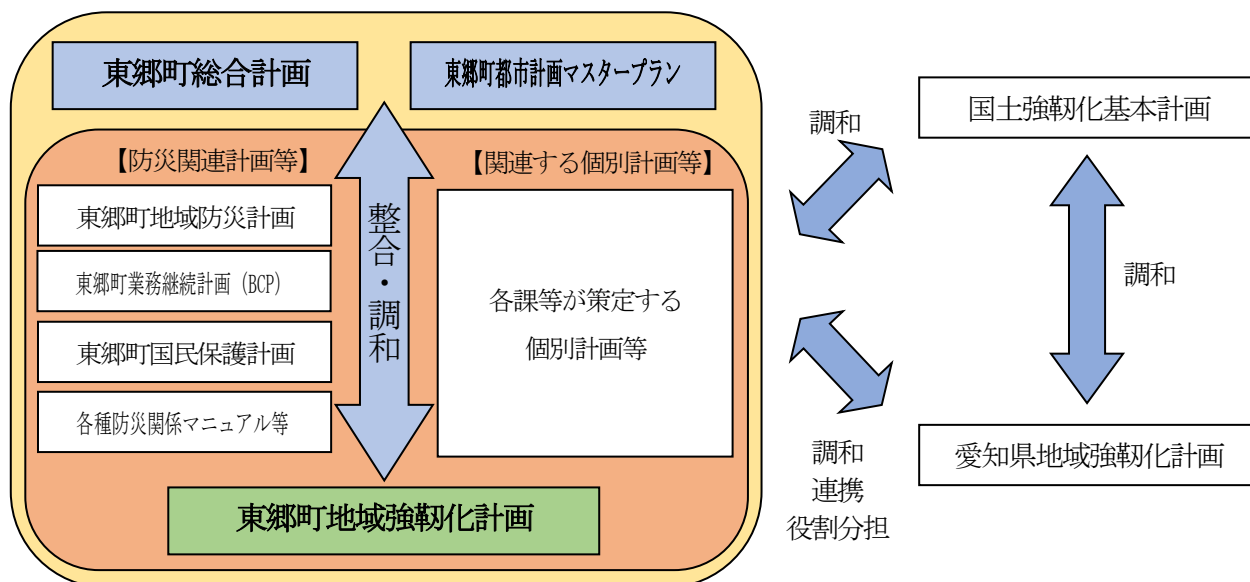
今後、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本町においても大規模自然災害等が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるために、本町の強靱化に関する指針となる「東郷町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進するものです。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画との調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図り、「東郷町総合計画」及び「東郷町都市計画マスタープラン」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画（BCP）」など、本町における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

《東郷町地域強靱化計画のイメージ》



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は東郷町全域とします。ただし、広域に渡る大規模自然災害等が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 東郷町の地域特性

1 東郷町の地域特性

(1) 地形

本町は、名古屋都市圏の東部を南北に延びる尾張丘陵の最東部に位置し、北東部の丘陵を最高点として西南方向に低くなる標高約 20m～110m の起伏に富んだ地形となっており、町の北東部に人工池の愛知池が造られ、愛知用水が西方に流れています。

また、みよし市との行政界に境川が流れ、東部には緑の豊かな丘陵地が広がり、前川や春木川などの小河川が境川に流下し、河川沿いの低地部には水田地帯が広がっています。

東郷町の自然はこれらの丘陵の緑、境川などの河川と低地部の農地、愛知池と多くの中小のため池によって水と緑の環境が形成されています。

地質、地盤は粘土、シルト、砂、砂礫を主体とする新生代第三紀鮮新世瀬戸層群に属する矢田川累層からなり、ところによってその上部に第四紀更新世に属する沖積層の八事層又は第四紀完新世に属する沖積層に覆われており、猿投―境川断層が、東郷町の中央部から東部にかけて縦断していることが確認されています。



面 積：18.03 平方キロメートル

人 口：44,060 人

(令和2年(2020年)6月30日現在)

世帯数：17,942 世帯

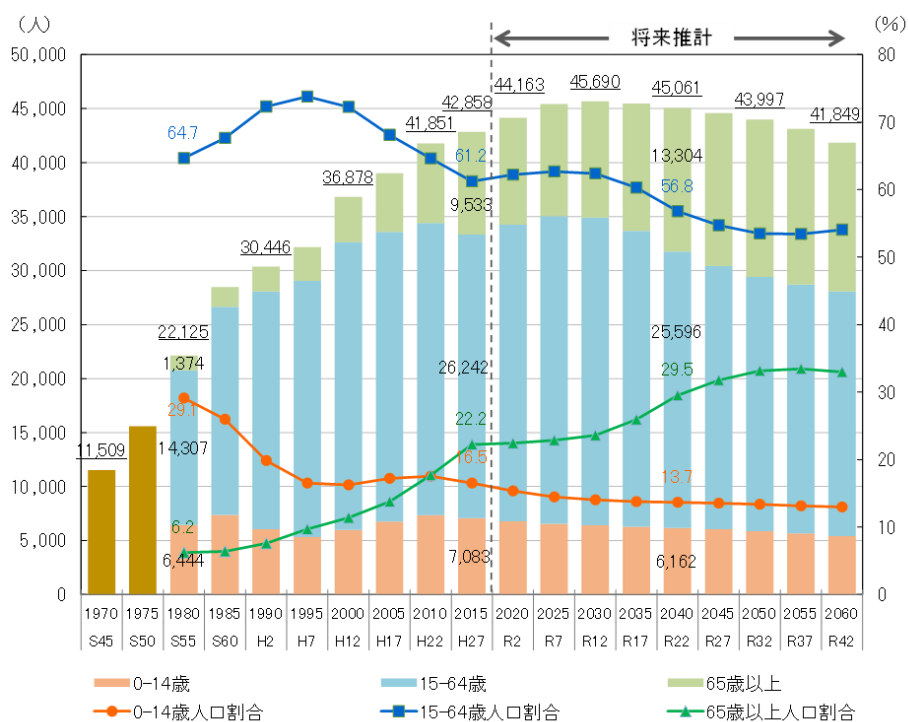
(令和2年(2020年)6月30日現在)

(2) 人口動向

本町の総人口は、令和2年3月末現在、44,057人と、昭和45年（1970年）以降増加を続けており、「東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）」では、令和12年（2030年）まで人口増加が続き、その後緩やかに減少していくことを予測する一方で、現在まで、外国人人口の伸び率は上昇傾向にあります。

また、今後、高齢化が進むことにより、災害発生時の共助による減災対策や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策を含めた総合的な防災対策に取り組む必要があります。

【東郷町の人口の推移と推計】



〔昭和45年～平成27年〕 資料：総務省「国政調査」

〔令和2年～令和42年〕 資料：国立社会保障・人口問題研究所推計を準拠し、作成

※ 年齢3区分別人口割合は年齢不詳者を除いて算出しています。

【東郷町の外国人人口の推移と伸び率】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(各年1月1日現在)

(3) 産業特性

本町は、名古屋市に隣接しているものの、豊かな自然に恵まれ、米や野菜の栽培が町内全域で行われています。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農家数、耕作地面積はともに減少しています。

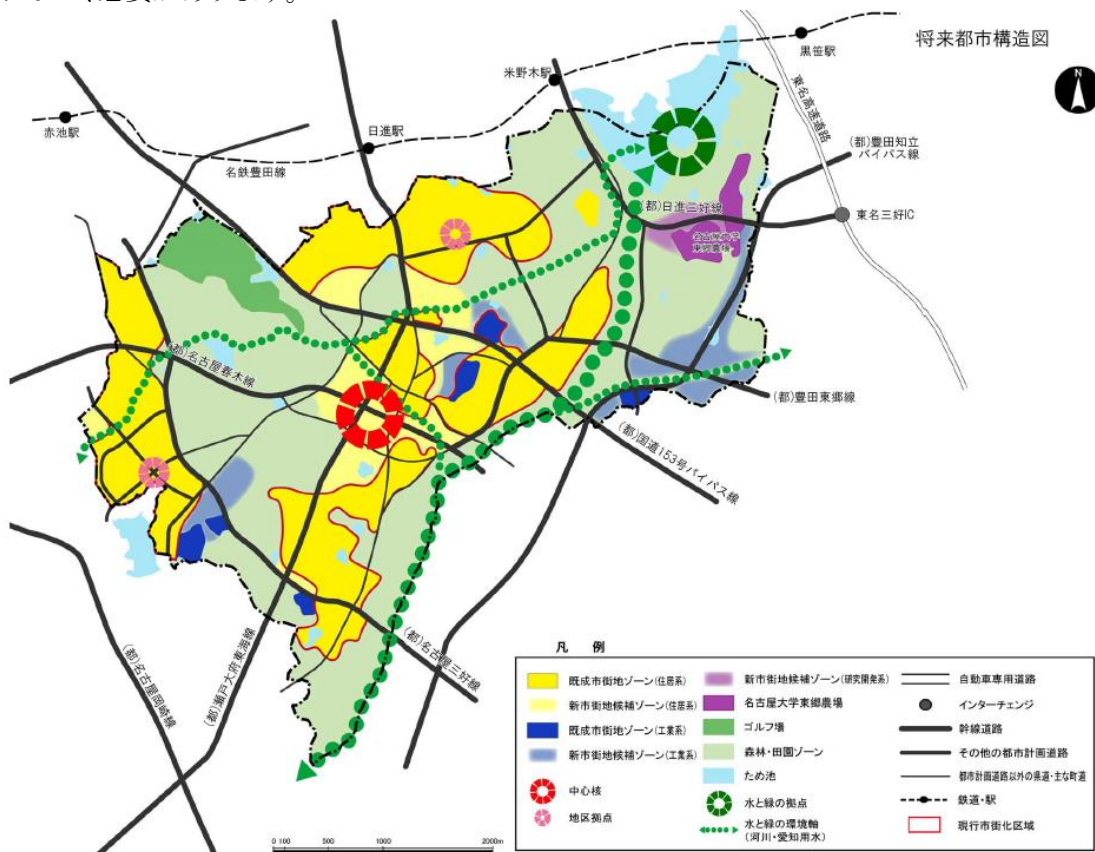
工業については、「愛知ブランド企業」に指定される優良な企業も立地しており、金属製品、プラスチック製品や輸送機械等の事業所が多数立地しています。

商業については、これまで地域特性に応じたまちづくりを進めてきた結果、町の中心となる場所が形成されず、商業施設はロードサイドや郊外に点在している状況になっていましたが、東郷中央土地区画整理事業により、令和2年9月には大型商業施設が開業予定であり、魅力あるまちの中心核を形成されつつあります。

(4) まちの現状

本町の市街化区域は5.62km²となっており、町の中心部に役場や町民会館、いこまい館などの公共施設が立地していますが、近隣市に隣接したところでの区画整理の開発が進められてきたことにより、市街地が分散し、公共交通サービスや生活利便施設の充実や効率的な提供が課題となっています。

そのような中、東郷セントラル地区を都市拠点として位置付け、既存公益施設の多様な都市機能の集積とバスターミナルの整備により、多様な人々が触れ合える賑やかで魅力あふれる都市拠点の形成を図っていくとともに、大規模開発による人口流入も予測されることからユニバーサルデザイン等の考え方を踏まえた、人にやさしいまちづくりを推進し、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。



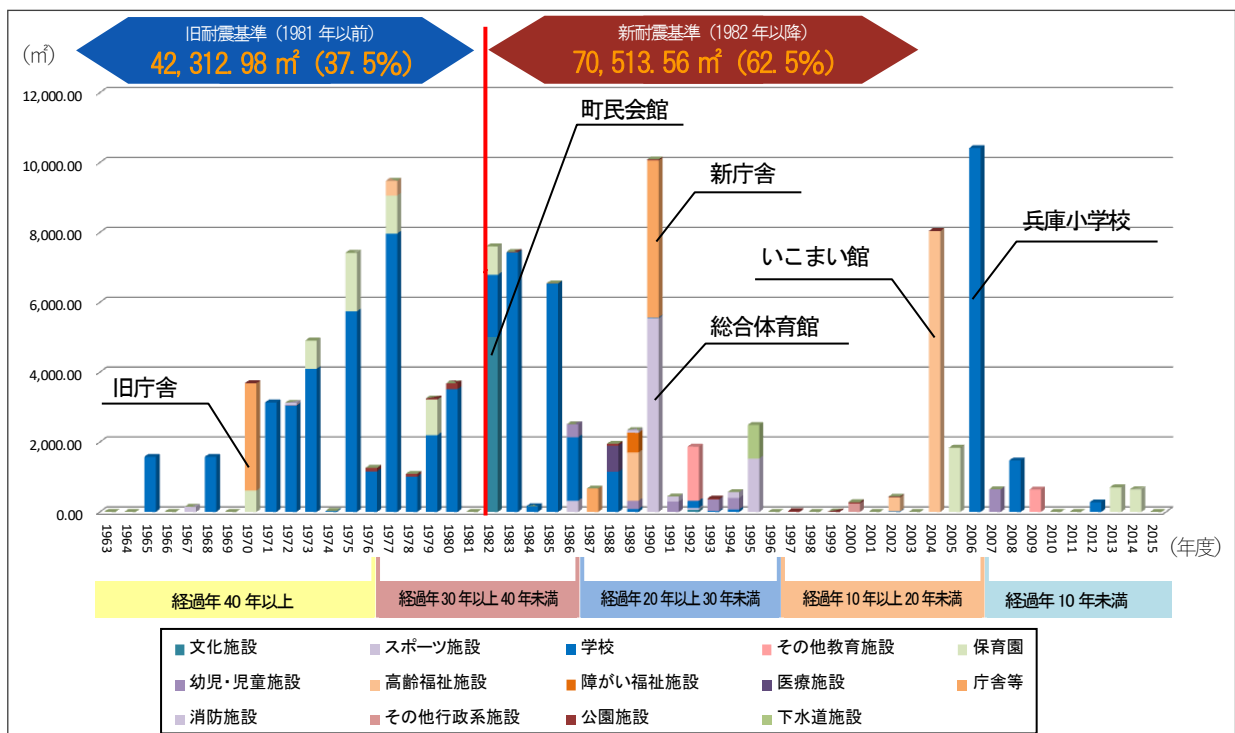
資料/東郷町都市計画マスタープラン (平成22年12月公表)

(5) 社会資本の老朽化

本町の公共施設は、令和2年3月現在で69施設164棟であり、その4割弱の施設は建築後30年以上経過しており、道路等のインフラ施設を考慮すると、今後、施設の更新・建替え又は改修の費用の増大が懸念されます。

公共施設は、住民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るためには、東郷町公共施設等総合管理計画に基づき適切に管理を行っていく必要があります。

また、学校施設などの施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。



■図 建築年度別延床面積

2 東郷町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本町に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、暴風、竜巻）、土砂災害、異常渇水〕を始め、大規模自然災害による二次災害等についても対象とします。

(2) 地震により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年3月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定しています。

過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル。

理論上最大想定モデル

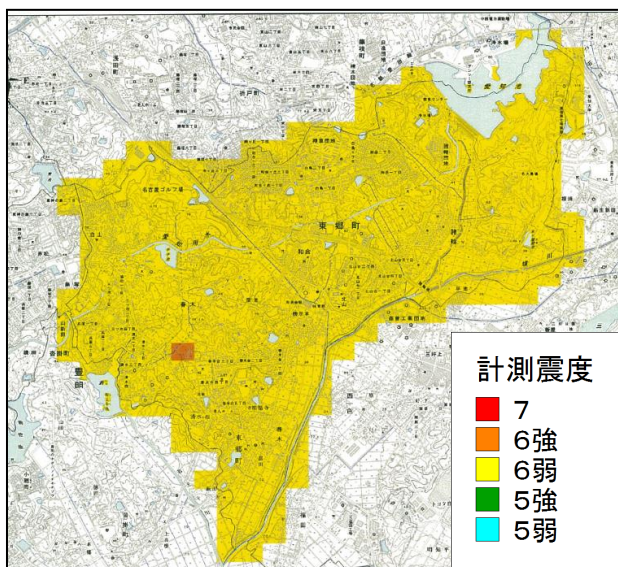
南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、千年に一度又はそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。

この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおりです。〔強い揺れ、液状化、津波に伴う被害〕

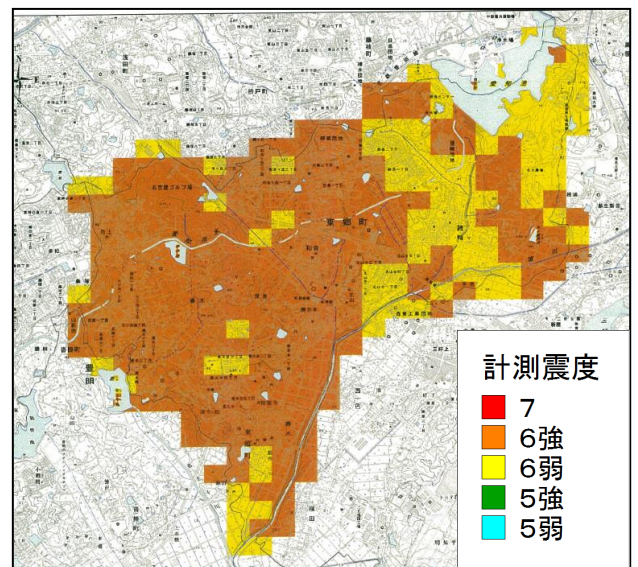
① 震度分布

- ・過去地震最大モデルでは、町域全体が震度6弱の強い揺れに襲われると想定されています。
- ・理論上最大想定モデルでは、町域全体の約30%に当たる地域が震度6弱、約70%に当たる地域が震度6強の強い揺れに襲われると想定されています。

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル（陸側ケース）】

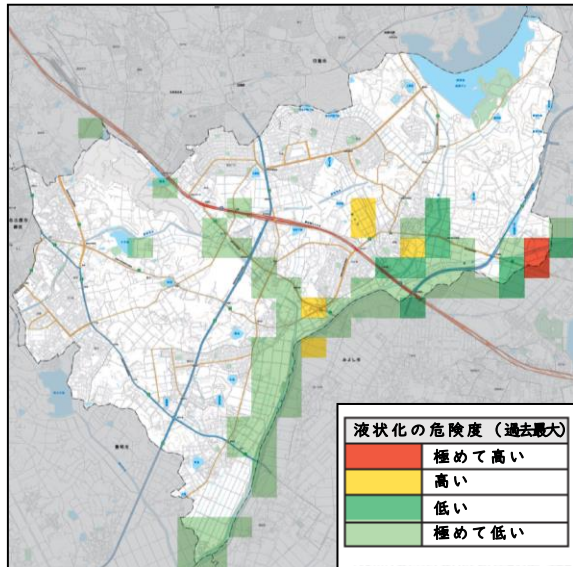


資料/愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月公表）

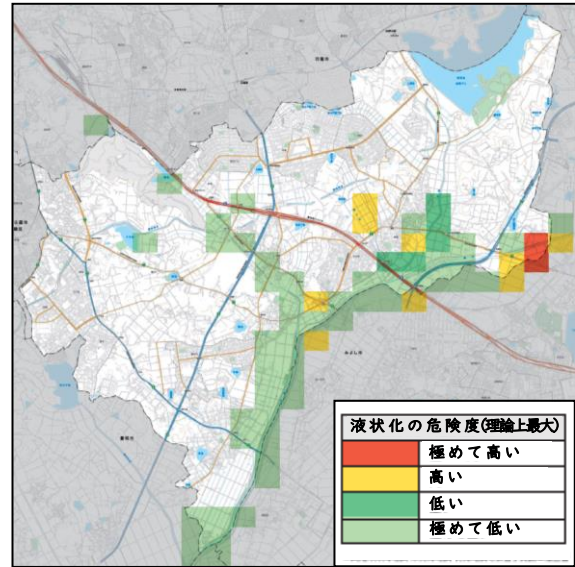
② 液状化危険度分布

液状化は、「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル（陸側ケース）」のいずれにおいても、境川及び春木川沿いで発生することが想定されています。

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル（陸側ケース）】



資料/愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月公表）

※ 色が塗られていない部分は、計算対象外となります。

③ 建物被害・人的被害

区分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼失棟数】	地震動	約90棟	約700棟
	液状化	※	※
	急傾斜地崩壊等	※	※
	火災	約10棟	約200棟
	合計	約100棟 【冬・夕方18時発災の場合】	約900棟 【冬・夕方発災の場合】
人的被害 【死者数】	建物倒壊等	※	約40人
	急傾斜地崩壊等	※	※
	火災	※	※
	合計	※ 【冬・夕方発災の場合】	約40人 【冬・夕方発災の場合】

※ 被害わずか

資料/愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月公表）

④ ライフライン被害【過去地震最大モデル】

町域で想定されるライフライン被害については、不確定要素を多く含むため、実際に対策を進める上で参照するものとして、「過去地震最大モデル」のみ示されています。

ライフライン被害	被害量の想定結果
上水道（断水人口）	約 24,000 人
下水道（機能支障人口） ※ 発災後 1 日後の想定	約 24,000 人
電力（停電戸数）	約 16,000 軒
固定電話（不通回線数）	約 3,900 回線
携帯電話（停波基地局率） ※ 発災後 1 日後の想定	約 80%
都市ガス（復旧対象戸数）	わずか
LP ガス（機能支障世帯数）	約 200 世帯

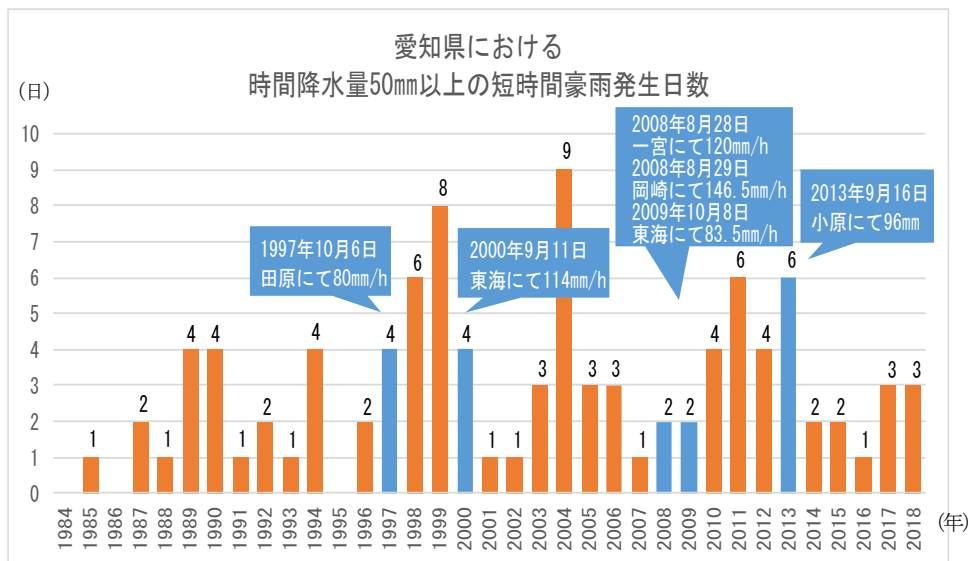
資料/愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成 26 年 3 月公表）

(3) 風水害（豪雨、暴風、竜巻）による過去の被害と想定される被害

本町における既往の風水害における被害は、昭和 34 年（1959 年）に発生した伊勢湾台風を始め、平成 12 年（2000 年）の東海豪雨及び平成 24 年（2012 年）8 月豪雨が挙げられ、境川、春木川及び前川周辺において床上・床下浸水等の被害を受けております。

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

≪愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日



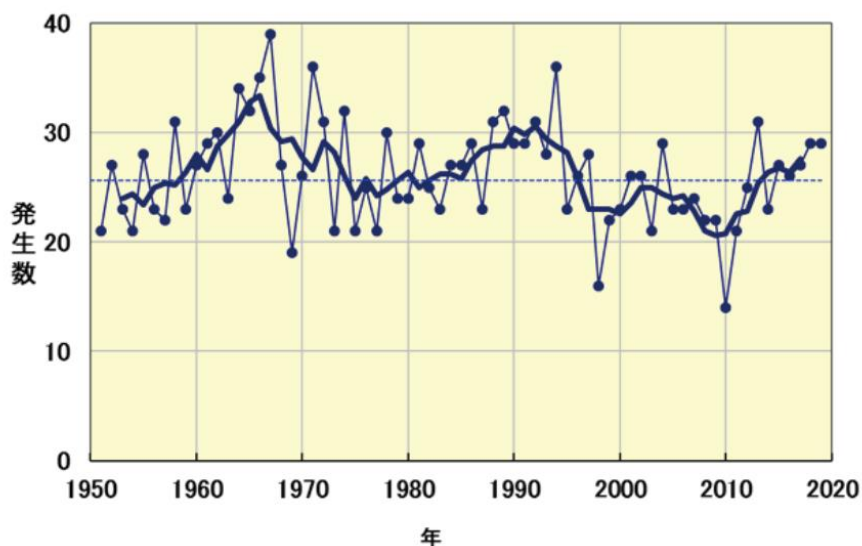
資料/愛知県地域強靱化計画より抜粋

※ 過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。（時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示）

○ 近年の台風の発生傾向

平成 31 年（2019 年）の台風は 29 個（平年値 25.6 個）で、例年より多く発生しました。平成 2 年（1990 年）代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、昭和 26 年から平成 31 年（1951 年～2019 年）までの統計期間では長期変化傾向は見られません。「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、昭和 52 年から平成 31 年（1977 年～2019 年）までの統計期間では、変化傾向は見られません。

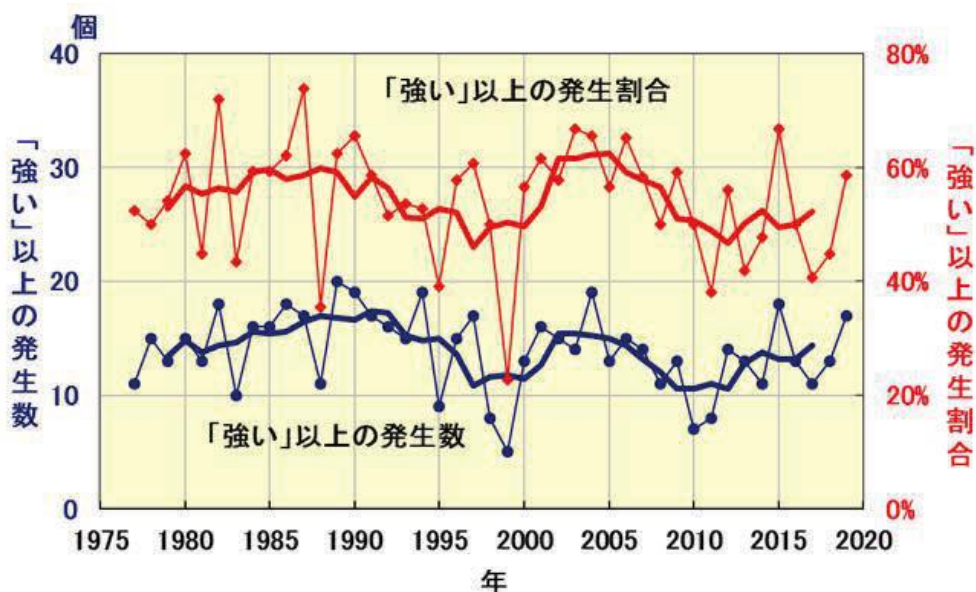
・ 台風の発生の経年変化



※ 細い実線は年々の値を、太い実線は 5 年移動平均を、破線は平年値を示す。

資料/気象庁「気候変動監視レポート 2019」

・ 「強い」以上の勢力となった台風の発生数と全発生数に対する割合の経年変化



※ 細い実線は、「強い」以上の勢力となった台風の発生数（青）と全台風に対する割合（赤）の経年変化。太い実線は、それぞれの 5 年移動平均。

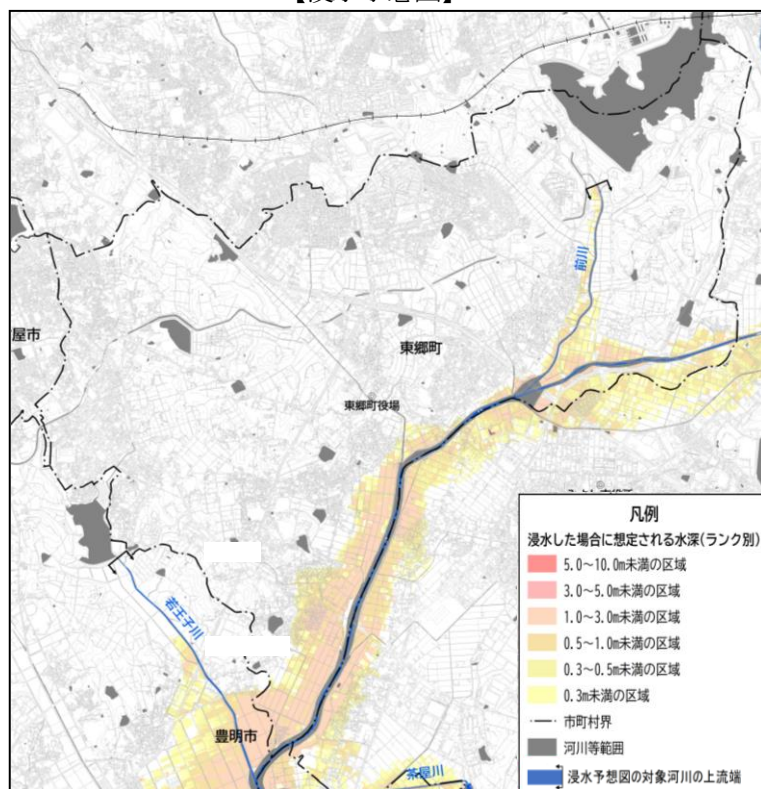
資料/気象庁「気候変動監視レポート 2019」

【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本町に流れる河川では、境川が洪水予報河川に指定されていますが、令和2年4月に愛知県が公表した「境川・逢妻川洪水浸水想定区域図によると、本町は、境川氾濫による洪水浸水想定地域外となっています。

ただし、境川において、想定最大規模降雨（24時間総雨量760mm）が生じ、境川が氾濫（破堤、溢水、越水）した場合には、浸水予想図のとおり、境川及び前川流域で浸水が予測されています。

【浸水予想図】



資料/境川・逢妻川流域浸水予想図（計画規模）（令和2年4月公表）

(4) 土砂災害により想定される被害

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月公布）に基づき、愛知県知事により平成30年6月に3か所の「土砂災害警戒区域」、14か所の「土砂災害特別警戒区域」が指定されています。

近年は、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあり、がけ対策や砂防対策といったハード整備も必要ですが、情報収集や早めの避難指示等の発令といったソフト対策も進めていく必要があります。

(5) 異常渇水により想定される被害

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じております。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻繁化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

第3章 東郷町の強靱化の基本的な考え方

1 東郷町地域強靱化の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、愛知県地域強靱化計画（平成28年3月策定）及び基本計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 町民の生命を最大限に守る。
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- III 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- IV 迅速な復旧復興を可能とする。

2 東郷町の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、「本町の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
- 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある方、外国人等への配慮

第4章 東郷町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、東郷町を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本町の現状と強靱化に向けた課題を示します。

愛知県地域強靱化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に基づき、本町の地域特性を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの中絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 大規模自然災害等発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害等発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間に渡る機能停止
	6-3 下水道施設等の長期間に渡る機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶
	6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害等発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野に基づき、項目の追加や統合、表現の修正を行い、10の個別施策分野及び4の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
①行政機能/警察・消防等	⑥産業・経済	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑦交通・物流	②老朽化対策
③保健医療・福祉	⑧農林水産	③産学官民・広域連携
④エネルギー	⑨環境	④将来的課題
⑤情報通信	⑩地域保全・土地利用	

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（平成26年6月策定）」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施しました。

リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を選定しました。

なお、脆弱性評価結果については、別紙1及び別紙2に掲載しています。

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節（3）で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は、次のとおりです。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が得られることを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に考慮することとしました。

なお、各施策の実施機関をカッコ内に併記しています。

目標（1）大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1-1
建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生
（住宅・建築物等の耐震化の促進） ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀の撤去の補助等の施策を推進する。【町・地域・民間】 （家具の転倒防止事業等の促進） ◇ 地震動による家具の転倒及び通電火災による死傷被害を防ぐため、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具の転倒防止対策等の啓発について、取組を強化するとともに

に、町民を対象とした家具転倒防止器具取付事業及び感震ブレーカー設置費補助事業を推進する。【町】

(火災に強いまちづくりの推進)

- ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【町・地域】
- ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する。【町・地域】
- ◇ 倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【町・地域】
- ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める。【町・地域】

(地域防災力・企業防災力の向上)

- ◇ 地域防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【町・地域】
- ◇ 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を推進する。【町・民間】
- ◇ 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【町・地域・民間】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- ◇ 地震により公共施設等が機能不全に陥らないようにするため、公共施設等の非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。【町・地域】

(重要業績指標)

【安全安心課】

家具転倒防止器具取付件数	現状値：176 件【H31】 ➤ 目標値：300 件【R5】
自主防災組織による防災訓練の実施団体数	現状値：12 団体【H31】 ➤ 目標値：17 団体【R5】

【セントラル開発課】

東郷中央土地区画整理事業進捗率	現状値：82.4%【R2】 ➤ 目標値：100%【R5】
東郷和合知々釜土地区画整理事業	現状値：94.7【R2】 ➤ 目標値：100%【R4】

リスクシナリオ 1-2

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- ◇ 不特定多数の者が利用する建築物について耐震化の向上を図るため、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発を推進する。【国・県・町】

(公共施設等の耐震化の推進・促進)	
◇ 地震により防災拠点等となる施設等が機能不全に陥らないために、非構造部材等の落下防止対策等を推進するとともに、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた適切な修繕・更新を推進する。【町】	
(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)	
◇ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用取扱いに関する指導を推進する。【尾三消防組合・民間】	
◇ 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する。【尾三消防組合・民間】	
◇ 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する。【町・尾三消防組合・民間】	
(重要業績指標)	
【子育て応援課】	
児童館の長寿命化計画の策定	現状値：未策定【H31】 ➤ 目標値：策定【R6】

リスクシナリオ 1-3	
台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	
(河川改修の推進)	
◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する。【県・町】	
(雨水対策の推進)	
◇ 市街地における雨水管、雨水浸透施設の整備を推進する。【町】	
◇ 町民が負担して設置する雨水貯留タンク設置、浄化槽雨水貯留施設転用への支援を推進する。【町・地域】	
(ハザードマップの作成・周知・啓発)	
◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う。【県・町・地域】	
(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)	
◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン（平成27年12月策定）」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。【国・県・町・地域】	
◇ 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する。【国・県・町】	
(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)	
◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の	

強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・町・地域・民間】
(重要業績指標) 【安全安心課】 防災マップの更新 現状値：R2.3 更新 ➤ 目標値：掲載情報の更新がされた場合の早期更新 【建設課】 雨水貯留タンク設置 現状値：8 件【H31】 ➤ 目標値：25 件【R6】

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
(土砂災害対策の推進) ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する。【県・町・地域】 ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める。【町】 (農業用ため池・調整池の安全性向上) ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町・水資源機構・地域・民間】 ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する。【県・町・地域】
(重要業績指標) 【安全安心課】 土砂災害防災訓練の実施回数 現状値：1 回【H31】 ➤ 目標値：継続

リスクシナリオ 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(効果的な教育・啓発の推進) ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【町・地域】 ◇ 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【県・町・地域】 (情報伝達手段・体制の確保) ◇ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理

を行うとともに、多様な情報伝達体制について検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る。

【町】

- ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を推進する。【県・町・民間】

(避難勧告等の発令)

- ◇ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。

また、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる。【町・地域】

(重要業績指標)

【安全安心課】

地域安心メールの登録者数

現状値：799 名【H31】 ➤ 目標値：10,000 名【R5】

目標（２） 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ ２－１	
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
（輸送物資ルートの確保） ◇ 緊急輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】 （安全・安心な給水の確保） ◇ 安全・安心な給水の確保のため、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び応急給水計画の策定等を推進する。【県・町・愛知中部水道企業団】 （備蓄の推進） ◇ 本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する。【町】 ◇ 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災組織の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内の災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。【町・地域・民間】 （物資調達・受援体制の構築） ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。【県・町・民間】 （災害時の広域連携の推進） ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。【町】	
（重要業績指標） 【安全安心課】 非常用食料備蓄目標達成率 現状値：100%【H31】 ➤ 目標値：継続	

リスクシナリオ ２－２	
自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
（消防力の強化） ◇ 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを推進する。【尾三消防組合】 ◇ 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。また、震災時に有効水利となる耐震性貯水槽の整備を推進する。【町・尾三消防組合】	

(災害対応の体制・資機材の強化)	
◇ 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。【国・県・尾三消防組合】	
◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。【国・県・町・民間】	
(消防団の災害対応力の強化)	
◇ 地域防災力の維持・向上に必要な消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【町】	
◇ 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【町】	
(重要業績指標)	
【安全安心課】	
耐震性貯水槽の整備	現状値：23 箇所【H31】 ➤ 目標値：28 箇所【R5】

リスクシナリオ 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
(災害時における燃料の確保)	
◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む。【町・地域・民間】	
(災害時における電力の確保)	
◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備の強化を推進する。【町・地域】	
(道路等の災害対策の推進)	
◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路及び橋梁の地震対策を進める。【国・県・町・民間】	
(重要業績指標)	
【総務財政課】	
非常用発電機燃料数量	現状値：800L【H31】 ➤ 目標値：1800L【R5】

リスクシナリオ 2-4	
想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	
(帰宅困難者等支援対策の推進)	
◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模自然災害等発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【町・民間】	
◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する。【町・民間】	
(重要業績指標)	
【安全安心課】	
帰宅困難者用備蓄食料数	現状値：1,248 食【H31】➢ 目標値：2,000 食【R5】
帰宅困難者用備蓄飲料水数	現状値：648 本【H31】➢ 目標値：2,000 本【R8】

リスクシナリオ 2-5	
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)	
◇ 救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。【町・民間】	
◇ 平常時から医師会、歯科医師会及び薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を推進する。【町・民間】	
◇ DMAT（災害時派遣医療チーム）の運用を行う「東尾張東部医療圏災害医療対策会議」を所管する瀬戸保健所と、大規模自然災害等発生時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する。【国・県・町・民間】	
(要配慮者等への支援体制の整備)	
◇ 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がいのある方などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所に関する協定を締結している社会福祉施設等との連携強化を推進する。【町・民間】	
(重要業績指標)	
【安全安心課】	
社会福祉施設等との協定締結数	現状値：23 施設【H31】➢ 目標値：28 施設【R5】

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- ◇ 消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等の構築を推進する。【県・町】

(下水道施設の耐震化)

- ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。【県・町】

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時における疫病・感染症等に対する医療機関及び保健所との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。【町・民間】

(避難所の防疫の確保)

- ◇ 避難者間で麻疹、風しん、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などの感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、保育士等による支援体制の整備を図り、避難所での良好な衛生環境の確保を推進する。【国・県・町・民間】
- ◇ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携によりの確に確保できるよう協力体制を推進する。【国・県・町・民間】

リスクシナリオ 3-1	
被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	
(地域における防犯体制の強化)	
◇ 大規模自然災害等発生時における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑制するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【町・地域】	
(警察施設の機能確保等)	
◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する。【県】	
(重要業績指標)	
【安全安心課】	
自主防犯団体活動数	現状値：11 団体【H30】 ➤ 目標値：17 団体【R4】

23

目標（４） 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ ４－１ 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化） ◇ 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報等を住民へ情報伝達できるよう、防災拠点等への非常用発電機の整備及び無線公衆無線LANの整備を推進する。【町】 ◇ 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の適切な管理を行うとともに情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。【県・町】
リスクシナリオ ４－２ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	（多様な情報提供手段の確保） ◇ 住民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【町・民間】 ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する。【国・県・町・民間】
（重要業績指標） 【安全安心課】 （再掲）地域安心メールの登録者数 現状値：799名【H31】 ➢ 目標値：10,000名【R5】	

目標（５） 大規模自然災害等発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ ５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
（個別企業ＢＣＰ策定等の促進） ◇ 平常時から事業所等での防災対策やＢＣＰの策定支援を推進する。特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してＰＲを行い、ＢＣＰ策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。【町・民間】 ◇ 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発を推進する。 また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。【尾三消防組合・町・民間】

リスクシナリオ ５－２ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
（燃料供給ルートの確保） ◇ エネルギー供給の長期途絶の回避及び燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策等を着実に推進する。【国・県・町】 ◇ 大規模自然災害発生時の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。【県・町・民間】 ◇ 各ライフライン機関との防災訓練又は協定締結により、連携強化を推進する。【町・民間】

リスクシナリオ ５－３ 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
（自衛消防力の充実強化） ◇ 自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生させるおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。【尾三消防組合・町・民間】 （有害物質等の流出防止対策の促進） ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。【県・尾三消防組合・町・民間】 ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。【県・町・民間】

リスクシナリオ 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
(道路等の災害対策の推進) ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】
リスクシナリオ 5-5 食料等の安定供給の停滞
(食料等の確保) ◇ 備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、民間事業者との連携により備蓄を推進する。【町・民間】 ◇ 農業生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、区画整理（ほ場整備）を行い、大区画化による生産能力の拡大、省略化を推進する。【町】 (農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化) ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・町】
(重要業績指標) 【安全安心課】 (再掲) 非常用食料備蓄目標達成率 現状値：100%【H31】 ➤ 目標値：継続

目標（６） 大規模自然災害等発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ 6-1	
電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止	
（ライフラインの災害対応力強化）	
◇ 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する。	
【民間】	
◇ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者と災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。【民間】	
◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。【町・民間】	
（石油等燃料確保体制の整備）	
◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む。【町・地域・民間】	
（エネルギー供給源の多様化）	
◇ エネルギー供給源を多様化するため、発電、蓄電設備等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・町・地域・民間】	
（重要業績指標）	
【安全安心課】	
（再掲）ライフライン事業者との協定締結数 現状値：7 団体【H31】 ➤ 目標値：10 団体【R5】	

リスクシナリオ 6-2	
上水道等の長期間に渡る機能停止	
（広域的な応援体制の確立）	
◇ 大規模自然災害発生時に他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び機材の確保のため、関係業者の協力体制の整備を行う。【町・愛知中部水道企業団】	
◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【町】	
（水道施設の老朽化対策等の推進）	
◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進	

する。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】

(復旧体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する。【町・民間・愛知中部水道企業団】

リスクシナリオ 6-3

下水道施設等の長期間に渡る機能停止

(マンホールトイレの整備)

- ◇ 大規模自然災害時における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に設置された災害用マンホールトイレの適正な管理を行う。【町】

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する。【町】

(廃棄物の処理体制の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【町・日進市】

リスクシナリオ 6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】
- ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【国・県・町・民間】

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生後、ETC 2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する。【国・県・町・民間】

リスクシナリオ 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶					
(水の安定供給体制の確保) ◇ 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・町】 ◇ 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。【国・水資源機構・県・町】					
リスクシナリオ 6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態					
(避難所運営体制の整備) ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。また、区・自治会、自主防災組織や女性防災クラブとの協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【町・地域】 (避難所の耐震化等の推進) ◇ 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。【町・地域】 (要配慮者等への支援体制の整備) ◇ 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。【町・民間】 ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【町・地域】 (避難所備蓄品の確保) ◇ 避難所用備蓄品については、避難者の情報伝達手段として設置している特設公衆電話とともに適切な管理を行い、常に内容の検討・追加を推進する。【町】 ◇ 各自主防災組織が整備する避難所用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する。【町・地域】					
(重要業績指標) 【安全安心課】 <table> <tr> <td>総合防災訓練の実施回数</td><td>現状値：1回【H31】 ➤ 目標値：継続</td></tr> <tr> <td>自主防災組織への補助件数</td><td>現状値：12件【H31】 ➤ 目標値：17件【R5】</td></tr> </table>		総合防災訓練の実施回数	現状値：1回【H31】 ➤ 目標値：継続	自主防災組織への補助件数	現状値：12件【H31】 ➤ 目標値：17件【R5】
総合防災訓練の実施回数	現状値：1回【H31】 ➤ 目標値：継続				
自主防災組織への補助件数	現状値：12件【H31】 ➤ 目標値：17件【R5】				

目標（７） 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ ７－１ 市街地での大規模火災の発生	(消防・救急活動能力の充実・強化) ◇ 大規模自然災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等のさらなる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【国・県・尾三消防組合】 ◇ 消防団、自主防災組織及び女性防災クラブの充実強化を推進する。【町・地域】 (火災に強いまちづくりの推進) ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【町・地域】 ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する。【町・地域】 ◇ 倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【町・地域】 ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員４メートルの確保に努める。【町・地域】 (不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策) ◇ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用取扱いに関する指導を推進する。【尾三消防組合・民間】 ◇ 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する。【尾三消防組合・民間】 ◇ 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する。【尾三消防組合・町・民間】
(重要業績指標) 【安全安心課】 (再掲) 耐震性貯水槽の整備 現状値：23 箇所【H31】 ➤ 目標値：28 箇所【R5】 【セントラル開発課】 (再掲) 東郷中央土地区画整理事業進捗率 現状値：82.4%【R2】 ➤ 目標値：100%【R5】 (再掲) 東郷和合知々釜土地区画整理事業 現状値：94.7【R2】 ➤ 目標値：100%【R4】	
リスクシナリオ ７－２ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺	(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進) ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有

者への指導・助言を推進する。【県・町・地域】

- ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀の撤去の補助等の施策を推進する。【町・地域・民間】

(災害情報の収集体制の強化)

- ◇ 各種観測データを活用することにより、被害情報の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を推進する。【県・町】

リスクシナリオ 7-3

排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

- ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町・水資源機構・地域・民間】
- ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する。【県・町・地域】

(排水機場等の防災対策の推進)

- ◇ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県】
- ◇ 排水機場等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を推進する。【国・県・町】

リスクシナリオ 7-4

有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- ◇ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。【町・民間】

(石綿飛散防止対策の推進)

- ◇ 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し住民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。【県・町・地域・民間】
- ◇ 町内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。【町】

(PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

- ◇ 建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。

【町・民間】

(環境監視体制の整備・強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。【県・町・民間】

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【民間】

リスクシナリオ 7-5

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び大規模自然災害時における自律的な復旧活動の体制整備を推進する。【県・町・水資源機構・地域】

(適正な森林の整備・保全)

- ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する。【県・町・地域】
- ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する。【県・町・地域】

リスクシナリオ 7-6

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【町】

目標（８） 大規模自然災害等発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ ８－１

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の策定）

- ◇ 災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物処理行動マニュアルを作成し、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【町】

（廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）

- ◇ PCBや石綿、フロンなど、廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者等への指導を行い周知徹底する。【県・町・民間】

（廃棄物処理施設の災害対応力の強化）

- ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【県・町・尾三衛生組合】
- ◇ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。【県・町・尾三衛生組合・民間】

リスクシナリオ ８－２

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（業務継続力の強化）

- ◇ 「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画」等の改定や、訓練の実施により各種計画の実効性の向上を図り、災害対応能力及び業務継続力を強化する。【町】

（防災拠点等の災害対応力の強化）

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する。【町・地域】

（地方行政機関の機能低下の回避）

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する。【国・県・町】

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・町・民間】
- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害

時において、円滑な道路啓開が実施されるよう常日頃から協力体制の構築を推進する。【県・町・民間】

(災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築)

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める。 【町・民間・地域】
- ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。 【町・民間】

(事前復旧・復興体制の強化)

- ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。 【県・町】

(重要業績指標)

【安全安心課】

(再掲) 東郷町業務継続計画の策定・見直し	現状値：策定【H29】 ➤ 目標値：3年に1度の見直し
職員の応急危険度判定士取得者数	現状値：17名【H31】 ➤ 目標値：30名【R5】
職員の被害認定調査士取得者数	現状値：10名【R31】 ➤ 目標値：20名【R5】

【福祉課】

ボランティアセンター登録者数(個人・団体)	現状値：938名【H30】 ➤ 目標値：1,045名【R2】
-----------------------	--------------------------------

リスクシナリオ 8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- ◇ 自主防災組織及び女性防災クラブの育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化を推進する。 【町・地域】

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- ◇ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察・消防を含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。 【県・尾三消防組合・町】

(警察施設の機能確保等)

- ◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する。 【県】

リスクシナリオ 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応) ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する。【県・町】	
リスクシナリオ 8-5 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態	
(罹災証明書の迅速な発行) ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する。【町】	
(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組) ◇ 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ、住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・町】 ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・町・民間】	
(自宅住居による生活再建の促進) ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・町・民間】 ◇ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適切かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【県・町・民間】	
(重要業績指標) 【安全安心課】 (再掲) 職員の応急危険度判定士取得者数 現状値：17名【H31】 ➤ 目標値：30名【R5】 (再掲) 職員の被害認定調査士取得者数 現状値：10名【H31】 ➤ 目標値：20名【R5】 【都市計画課】 応急仮設住宅建設候補地 現状値：2箇所【H31】 ➤ 目標値：3箇所【R5】	

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

14の施策分野（10の個別施策分野／4の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示します。これら14の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものですが、それぞれの分野間には相互依存関係があります。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体における推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

なお、各施策の実施機関及びリスクシナリオ番号をカッコ内に併記しております。

ア 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等

■ 行政機能

（公共施設等の耐震化等の推進）

- ◇ 地震により公共施設等が機能不全に陥らないようにするため、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた施設の適切な修繕・更新を推進するとともに、非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。

【町・地域】（1-1）（1-2）（3-2）（6-6）

（河川氾濫からの減災に係る取組の実施）

- ◇ 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する。【国・県・町】（1-3）

（備蓄の推進）

- ◇ 本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する【町】（2-1）

（災害時の広域連携の推進）

- ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。【町】（2-1）
- ◇ 大規模自然災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの実効性の向上を図る。【町】（3-2）

（下水道施設の耐震化）

- ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。【県・町】（2-6）

（地域における防犯体制の強化）

- ◇ 大規模自然災害等発生時における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑制するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【町・地域】（3-1）

(業務継続力の強化)

- ◇ 「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画」等の改定や、訓練の実施により各種計画の実効性の向上を図り、災害対応能力及び業務継続力を強化する。【町】 (3-2) (8-2)

(防災拠点等の災害対応力の強化)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する。【町・地域】 (3-2) (8-2)

(避難所の耐震化等の推進)

- ◇ 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。【町・地域】 (6-6)

(避難所備蓄品の確保)

- ◇ 避難所用備蓄品については、避難者の情報伝達手段として設置している特設公衆電話とともに適切な管理を行い、常に内容の検討・追加を推進する。【町】 (6-6)

(事前復旧・復興体制の強化)

- ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。【県・町】 (8-2)

(地方行政機関の機能低下の回避)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する。【国・県・町】 (8-3)

(罹災証明書の迅速な発行)

- ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する。【町】 (8-5)

(自宅住居による生活再建の促進)

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・町・民間】 (8-5)

■ 警察・消防等

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- ◇ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用取扱いに関する指導を推進する。【尾三消防組合・民間】(1-2)
- ◇ 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する。【尾三消防組合・民間】(1-2)
- ◇ 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する。【町・尾三消防組合・民間】(1-2)

(消防力の強化)

- ◇ 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを推進する。【尾三消防組合】(2-2)
- ◇ 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。また、震災時に有効水利となる耐震性貯水槽の整備を推進する。【町・尾三消防組合】(2-2)

(災害対応の体制・資機材の強化)

- ◇ 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。【国・県・尾三消防組合】(2-2)

(消防団の災害対応力の強化)

- ◇ 地域防災力の維持・向上に必要な消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【町】(2-2)
- ◇ 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【町】(2-2)

(警察施設の機能確保等)

- ◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する。【県】(3-1)(8-3)

(消防・救急活動能力の充実・強化)

- ◇ 大規模自然災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等のさらなる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【国・県・尾三消防組合】(7-1)
- ◇ 消防団、自主防災組織及び女性防災クラブの充実強化を推進する。【町・地域】(7-1)

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- ◇ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察・消防を含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。【県・尾三消防組合・町】(8-3)

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

- ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀の撤去の補助等の施策を推進する。【町・地域・民間】 (1-1) (1-5) (7-2)

(家具の転倒防止事業等の促進)

- ◇ 地震動による家具の転倒及び通電火災による死傷被害を防ぐため、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具の転倒防止対策等の啓発について、取組を強化するとともに、町民を対象とした家具転倒防止器具取付事業及び感震ブレーカー設置費補助事業を推進する。【町】 (1-1)

(火災に強いまちづくりの推進)

- ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める。【町・地域】 (1-1) (7-1)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- ◇ 不特定多数の者が利用する建築物について耐震化の向上を図るため、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発を推進する。【国・県・町】 (1-2)

(河川改修の推進)

- ◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する。【県・町】 (1-3)

(雨水対策の推進)

- ◇ 市街地における雨水管、雨水浸透施設の整備を推進する。【町】 (1-3)
- ◇ 町民が負担して設置する雨水貯留タンク設置、浄化槽雨水貯留施設転用への支援を推進する。【町・地域】 (1-3)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- ◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う。【県・町・地域】 (1-3)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- ◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。【国・県・町・地域】 (1-3)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- ◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・町・地域・民間】 (1-3) (7-3)

(安全・安心な給水の確保)

- ◇ 安全・安心な給水の確保のため、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び応急給水計画の策定等を推進する。【県・町・愛知中部水道企業団】 (2-1)

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(広域的な応援体制の確立)

- ◇ 大規模自然災害発生時に他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び機材の確保のため、関係業者の協力体制の整備を行う。【町・水資源機構】 (6-2)
- ◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【町】 (6-2)

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する。【町】 (6-3)

(水の安定供給体制の確保)

- ◇ 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・町】 (6-5)
- ◇ 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。【国・水資源機構・県・町】 (6-5)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有

者への指導・助言を推進する。【県・町・地域】（7-2）

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・町・民間】（8-2）（8-5）

（応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組）

- ◇ 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ、住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・町】（8-5）
- ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・町・民間】（8-5）

（自宅住居による生活再建の促進）

- ◇ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適切かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【県・町・民間】（8-5）

③ 保健医療・福祉

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- ◇ 救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。【町・民間】 (2-5)
- ◇ 平常時から医師会、歯科医師会及び薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を推進する。【町・民間】 (2-5)
- ◇ DMAT (災害時派遣医療チーム) の運用を行う「東尾張東部医療圏災害医療対策会議」を所管する瀬戸保健所と、大規模自然災害等発生時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する。【国・県・町・民間】 (2-5)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- ◇ 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がいのある方などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所に関する協定を締結している社会福祉施設等との連携強化を推進する。【町・民間】 (2-5)
- ◇ 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。【町・民間】 (6-6)
- ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【町・地域】 (6-6)

(衛生環境の確保等)

- ◇ 消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等の構築を推進する。【県・町】 (2-6)

(避難所の防疫の確保)

- ◇ 避難者間で麻疹、風しん、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などの感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、保育士等による支援体制の整備を図り、避難所での良好な衛生環境の確保を推進する。【国・県・町・民間】
- ◇ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により的確に確保できるよう協力体制を推進する。【国・県・町・民間】 (2-6)

(下水道施設の耐震化)

- ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する。【県・町】 (2-6)

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時における疫病・感染症等に対する医療機関及び保健所との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。【町・民間】 (2-6)

(災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築)

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める。 【町・民間・地域】 (8-2)
- ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。 【町・民間】 (8-2)

④ エネルギー

(災害時における燃料の確保)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む。【町・地域・民間】 (2-3)

(災害時における電力の確保)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備の強化を推進する。【町・地域】 (2-3)

(燃料供給ルートの確保)

- ◇ エネルギー供給の長期途絶の回避及び燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する。【国・県・町】 (5-2)
- ◇ 大規模自然災害発生時の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。【県・町・民間】 (5-2)
- ◇ 各ライフライン機関との防災訓練又は協定締結により、連携強化を推進する。【町・民間】 (5-2)

(ライフラインの災害対応力強化)

- ◇ 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する。【民間】 (6-1)
- ◇ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者と災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。【民間】 (6-1)
- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。【町・民間】 (6-1)

(石油等燃料確保体制の整備)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む。【町・地域・民間】 (6-1)

(エネルギー供給源の多様化)

- ◇ エネルギー供給源を多様化するため、発電、蓄電設備等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・町・地域・民間】 (6-1)

⑤ 情報通信

(効果的な啓発の推進)

- ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【町・地域】 (1-5)

(情報伝達手段・体制の確保)

- ◇ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達体制について検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る。
【町】 (1-5)
- ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を推進する。【県・町・民間】 (1-5)

(避難勧告等の発令)

- ◇ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる。【町・地域】 (1-5)

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- ◇ 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報等を住民へ情報伝達できるよう、防災拠点等への非常用発電機の整備及び無線公衆無線LANの整備を推進する。【町】 (4-1)
- ◇ 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の適切な管理を行うとともに情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。【県・町】 (4-1)

(多様な情報提供手段の確保)

- ◇ 住民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【町・民間】 (4-2)
- ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する。【国・県・町・民間】 (4-2)

(災害情報の収集体制の強化)

- ◇ 各種観測データを活用することにより、被害情報の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を推進する。【県・町】 (7-2)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【町】 (7-6)

⑥ 産業・経済

(地域防災力・企業防災力の向上)

- ◇ 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の充実・強化を推進する。【町・民間】 (1-1)
- ◇ 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【町・地域・民間】 (1-1)

(個別企業BCP策定等の促進)

- ◇ 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援を推進する。特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。【町・民間】 (5-1)
- ◇ 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発を推進する。
また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。【尾三消防組合・町・民間】 (5-1)

(自衛消防力の充実強化)

- ◇ 防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生させるおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。【尾三消防組合・町・民間】 (5-3)

(有害物質等の流出防止対策の促進)

- ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。【県・尾三消防組合・町・民間】 (5-3)
- ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。【県・町・民間】 (5-3)

⑦ 交通・物流

(輸送物資ルートの確保)

- ◇ 緊急輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】 (2-1)

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。
【県・町・民間】 (2-1)

(災害対応の体制・資機材の強化)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める【国・県・町・民間】 (2-2)

(道路等の災害対策の推進)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路及び橋梁の地震対策を進める【国・県・町】 (2-3)
- ◇ 緊急輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】 (5-4)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- ◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模自然災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【町・民間】 (2-4)
- ◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する。【町・民間】 (2-4)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- ◇ 緊急輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】 (6-4)
- ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【国・県・町・民間】 (6-4)

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生後、E T C 2. 0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、B C Pの策定など必要な体制整備を推進する。【国・県・町・民間】 (6-4)

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、円滑な道路啓開が実施されるよう常日頃から協力体制の構築を推進する。【県・町・民間】 (8-2)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する。【県・町】 (8-4)

⑧ 農林水産

(農業用ため池・調整池の安全性向上)

- ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町・水資源機構・地域・民間】 (1-4) (7-3)
- ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する。【県・町・地域】 (1-4) (7-3)

(食料等の確保)

- ◇ 備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、民間事業者との連携により備蓄を推進する。【町・民間】 (5-5)
- ◇ 農業生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、区画整理（ほ場整備）を行い、大区画化による生産能力の拡大、省略化を推進する。【町】 (5-5)

(農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化)

- ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・町】 (5-5)

⑨ 環境

(有害物質等の流出防止対策の促進)

- ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。【県・尾三消防組合・町・民間】 (5-3)
- ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。【県・町・民間】 (5-3)

(マンホールトイレの整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に設置された災害用マンホールトイレの適正な管理を行う。 (6-3) 【町】

(廃棄物の処理体制の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【町・日進市】 (6-3)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- ◇ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。【町・民間】 (7-4)

(石綿飛散防止対策の推進)

- ◇ 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し住民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。【県・町・地域・民間】 (7-4)
- ◇ 町内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。【町】 (7-4)

(ＰＣＢ廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

- ◇ 建屋倒壊等によるＰＣＢの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、ＰＣＢ含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。【町・民間】 (7-4)

(環境監視体制の整備・強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。【県・町・民間】 (7-4)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【民間】（7-4）

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ◇ 災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物処理行動マニュアルを作成し、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【町】（8-1）

(廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- ◇ PCBや石綿、フロンなど、廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者等への指導を行い周知徹底する。【県・町・民間】（8-1）

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【県・町・尾三衛生組合】（8-1）
- ◇ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。【県・町・尾三衛生組合・民間】（8-1）

⑩ 地域保全・土地利用

(土砂災害対策の推進)

- ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する。【県・町・地域】 (1-4)
- ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める。【町】 (1-4)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ◇ 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【県・町・地域】 (1-5)

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び大規模自然災害時における自律的な復旧活動の体制整備を推進する。【県・町・水資源機構・地域】 (7-5)

(適正な森林の整備・保全)

- ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する。【県・町・地域】 (7-5)
- ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する。【県・町・地域】 (7-5)

イ 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の向上)

- ◇ 地域防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【町・地域】 (1-1)
- ◇ 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【町・地域・民間】 (1-1)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- ◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う。【県・町・地域】 (1-3)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- ◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。【国・県・町・地域】 (1-3)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- ◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を推進する。【国・県・町・地域・民間】 (1-3) (7-3)

(土砂災害対策の推進)

- ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する。【県・町・地域】 (1-4)
- ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める。【町】 (1-4)

(効果的な啓発の推進)

- ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【町・地域】 (1-5)

(備蓄の推進)

- ◇ 本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する【町】 (2-1)
- ◇ 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災組織の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内の災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。【町・地域・民間】 (2-1)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- ◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模

自然災害等発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【町・民間】（2-4）

- ◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する。【町・民間】（2-4）

（地域における防犯体制の強化）

- ◇ 大規模自然災害等発生時における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑制するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【町・地域】（3-1）

（避難所運営体制の整備）

- ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。また、区・自治会、自主防災組織や女性防災クラブとの協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【町・地域】（6-6）

（避難所備蓄品の確保）

- ◇ 各自主防災組織が整備する避難所用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する。【町・地域】（6-6）

（PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減）

- ◇ 建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。【町・民間】（7-4）

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【町】（7-6）

（災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築）

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める。【町・民間・地域】（8-2）
- ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。【町・民間】（8-2）

（地域コミュニティ力の強化に向けた支援）

- ◇ 自主防災組織及び女性防災クラブの育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化を推進する。【町・地域】（8-3）

② 老朽化対策

(河川改修の推進)

- ◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する。【県・町】 (1-3)

(ため池の防災対策の推進)

- ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町・水資源機構・地域・民間】 (1-4) (7-3)

(農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化)

- ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・町】 (5-5)

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する。【町】 (6-3)

(公共施設等の耐震化等の推進)

- ◇ 地震により公共施設等が機能不全に陥らないようにするため、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた施設の適切な修繕・更新を推進するとともに、非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。【町・地域】 (1-1) (1-2) (3-2) (6-6)

(排水機場等の防災対策の推進)

- ◇ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県】 (7-3)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【民間】 (7-4)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する。【県・町・尾三衛生組合】 (8-1)

③ 産学官民・広域連携

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。
【県・町・民間】 (2-1)

(災害時の広域連携の推進)

- ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。【町】 (2-1)
- ◇ 大規模自然災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・T E C - F O R C E (緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルート確保の実効性の向上を図る。【町】 (3-2)

(ライフラインの災害対応力強化)

- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。【町・民間】 (6-1)

(広域的な応援体制の確立)

- ◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【町】 (6-2)

(復旧体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する。【町・民間・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(廃棄物の処理体制の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【町・日進市】 (6-3)

(環境監視体制の整備・強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。【県・町・民間】 (7-4)

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び大規模自然災害時における自律的な復旧活動の体制整備を推進する。【県・町・水資源機構・地域】 (7-5)

(適正な森林の整備・保全)

- ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する。【県・町・地域】 (7-5)
- ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する。【県・町・地域】 (7-5)

④ 将来的課題

(火災に強いまちづくりの推進)

- ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する。【町・地域】(1-1) (7-1)
- ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する。【町・地域】(1-1) (7-1)
- ◇ 倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する。【町・地域】(1-1) (7-1)
- ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める。【町・地域】(1-1) (7-1)

(公共施設等の耐震化等の推進)

- ◇ 地震により公共施設等が機能不全に陥らないようにするため、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた施設の適切な修繕・更新を推進するとともに、非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する。【町・地域】(1-1) (1-2) (3-2) (6-6)

(ため池の防災対策の推進)

- ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町・水資源機構・地域・民間】(1-4) (7-3)

(情報伝達手段・体制の確保)

- ◇ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達体制について検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る。【町】(1-5)
- ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を推進する。【県・町・民間】(1-5)

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。【県・町・民間】(2-1)
- ◇ 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを推進する。【尾三消防組合】(2-2)

(道路等の災害対策の推進)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害

時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める【国・県・町・民間】（2-3）

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】（5-4）

（防災拠点等の災害対応力の強化）

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する。【町・地域】（3-2）（8-2）
- ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する。【国・県・町・民間】（4-2）

（個別企業BCP策定等の促進）

- ◇ 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援を推進する。特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。【町・民間】（5-1）

（ライフラインの災害対応力強化）

- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。【町・民間】（6-1）

（水道施設の老朽化対策等の推進）

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】（6-2）

（下水道施設の耐震化等の推進）

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する。【町】（6-3）

（迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備）

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る。【国・県・町・民間】（6-4）
- ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【国・県・町・民間】（6-4）

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生後、E T C 2. 0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する。【国・県・町・民間】 (6-4)

(避難所運営体制の整備)

- ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。また区・自治会、自主防災組織や女性防災クラブとの協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【町・地域】 (6-6)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【町・地域】 (6-6)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する。【県・町・地域】 (7-2)

(排水機場等の防災対策の推進)

- ◇ 排水機場等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を推進する。【国・県・町】 (7-3)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【民間】 (7-4)

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ◇ 災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物処理行動マニュアルを作成し、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【町】 (8-1)

(事前復旧・復興体制の強化)

- ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。【県・町】 (8-2)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策につい

て、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する。【県・町】（8-4）

（罹災証明書の迅速な発行）

- ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する。【町】（8-5）

（応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組）

- ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・町・民間】（8-5）

（自宅住居による生活再建の促進）

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・町・民間】（8-5）

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、東郷町防災会議の参加機関をベースに、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等による取組を進めます。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、町のみならず、国、県、近隣自治体等の行政機関、町民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、第4章「2 推進すべき施策の方針」で示した各取組主体が進めていく強靱化に資する施策・事業を、リスクシナリオごとに整理し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返していきます。

3 計画の見直し等

本計画については、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。

また、今後発生する災害の規模等や持続可能なまちづくりを進めるうえでの新たな課題に対応する必要がある場合など、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。

さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。

あ

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査【P 6 他】

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震について、東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的に実施したもの。

平成 26 年 5 月、愛知県防災会議において調査結果を公表した。

愛知ブランド企業【P 4】

県内製造業の実力を広く国内外にアピールし、愛知のものづくりを世界的ブランドへと展開するため、県内の優れたものづくり企業として認定された企業。

E T C 2. 0 プローブ情報【P 2 8 他】

全国的高速道路上及び直轄国道上に設置された E T C 2. 0 プローブ情報を収集可能な路側機と、車両に設置された E T C 2. 0 対応車載器との相互通信により収集した、道路上を走るそれぞれの自動車の位置や速度などの情報を用いた、渋滞や混雑等に関する交通情報。

移動系防災行政無線【P 2 4 他】

車載型や携帯型の移動局と災害対策本部等との間で通信を行うもので、主として行政機関内の通信手段となる。本町は、24 局の無線局を配備している。

液状化【P 6 他】

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。

S N S（エスエヌエス）【P 1 7 他】

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。Facebook、LINE、Twitter など様々なサービスがある。

Lアラート【P 2 5 他】

災害情報共有システムの略で、災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

応急仮設住宅【P 3 5 他】

地震や水害、土砂災害といった自然災害などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。

か

街頭犯罪【P 2 3他】

主に街頭にて発生する犯罪の総称。

車上狙い、自転車・自動車盗、スリ、ひったくり等をいう。

帰宅困難者【P 1 2他】

勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

狭あい道路【P 1 5他】

幅員 4m未満で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。

業務継続計画【P 1 他】

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「BCP（Business Continuity Plan の略）」ともいう。本町では、平成 30 年 3 月に「東郷町業務継続計画（BCP）」を策定。

緊急道路【P 1 9他】

主要な避難場所まで通行を確保すべき道路。

緊急輸送道路【P 1 9他】

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

洪水ハザードマップ【P 1 6他】

大雨や洪水による被害から町民が避難する際の参考となる情報をまとめたもの。本町では、1 時間あたり 52mm の降雨があった場合に予測される浸水箇所に加え、東海豪雨や平成 24 年 8 月豪雨による浸水箇所、避難場所などを示している。

国土強靱化基本計画【P 1 他】

国土強靱化基本法第 10 条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるよう策定された計画。平成 26 年 6 月策定。

国土強靱化基本法【P 1 他】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。平成 25 年 12 月に公布・施行。

さ

災害廃棄物【P 1 3他】

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害廃棄物処理計画【P 3 3他】

災害により大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたもの。本町においては、令和2年3月に策定。

災害ボランティアコーディネーター【P 3 4他】

大規模な災害が発生したときに、ボランティアによる救援、救助活動が円滑で効果的に行われるために、ボランティアと被災者との調整を行う人材のこと。

災害用マンホールトイレ【P 2 8他】

災害時にマンホールの上に仮設トイレを設置し、直接下水道に流し使用するもの。本町では、平成30年までに22基を設置。

サプライチェーン【P 1 3他】

ある製品が、原料の段階から消費者の手の届くまでの全過程のつながり。供給網。

シェルター【P 1 4他】

自然災害や兵器による攻撃などから身を守るための場所。

重要業績指標【P 1 4他】

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組みにおいて、数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。「K P I (Key Performance Indicator の略)」ともいう。

消防法【P 1 6他】

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に困る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的に制定された法律。（昭和23年法律第186号）

自立・分散型エネルギー【P 2 7他】

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム。

水防法【P 1 0】

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に制定された法律。（昭和24年法律第193号）

脆弱性（ぜいじゃくせい）【P 1 2他】

もろくて弱い性質又は性格。

た

耐震性貯水槽【P 1 9他】

大規模自然災害によって水の供給が停止したときに、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

タイムライン【P 1 6他】

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）【P 1 他】

平成 25 年 12 月に公布・施行された国土強靱化基本法第 13 条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国道強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

地域安心メール【P 1 7他】

本町が行っている登録制のメールで、町に情報が寄せられた事件や犯罪、災害情報等をメールで配信するサービス。

TEC-FORCE【P 2 3他】

大規模自然災害発生時に迅速な支援を行うために、国土交通省に設置された組織。被災地方公共団体等が行う被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施する。

DMAT（ディーマット・災害時派遣医療チーム）【P 2 1他】

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模自然災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

東郷町公共施設等総合管理計画【P 5 他】

平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画 総務省」における市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」であり、平成 29 年 3 月に「東郷町公共施設等総合管理計画」を策定。

同報系防災行政無線【P 1 8他】

屋外拡声器や個別受信機を介し、市町村役場から住民等に対して、直接・同時に災害情報や行政情報を伝えるシステム。本町では屋外拡声子局として 30 基整備している。

道路啓開【P 1 8 他】

緊急車両等の通行のため、一車線でも通行可能となるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

土砂災害警戒区域【P 1 0 他】

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調整した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いた上で指定された土砂災害のおそれがある区域。

土砂災害特別警戒区域【P 1 0 他】

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

土地区画整理事業【P 1 5 他】

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な

二次災害【P 1 3 他】

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火事等をいう。

農業水利施設【P 3 2 他】

ダムなどの基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの、農業水利のための施設。農業生産の基盤となる。

は

排水機場【P 1 3 他】

大雨による農地や農業用施設などへの水害を未然に防止するために、排水ポンプを運転して、雨水を川や海に強制的に排水するための施設。

非構造部材【P 1 5 他】

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など建物のデザインや居住性の向上などを目的に設置される部材。

被災建築物応急危険度判定士【P 3 3 他】

大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される。）

被災宅地危険度判定士【P 3 3 他】

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

避難行動要支援者【P 29他】

高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

PCB【P 31他】

Poly Chlorinated Bipheny（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。

PDCA【P 62】

事業活動における生産管理や品質管理などの業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震【P 6他】

宝永地震（1707 年 10 月）

震源域：東海道沖から南海道沖 規模：マグニチュード 8.6

安政東海地震（1854 年 12 月）

震源域：紀伊半島南東沖から駿河湾 規模：マグニチュード 8.4

安政南海地震（安政東海地震発生から約 31 時間後）

震源域：紀伊水道から四国沖 規模：マグニチュード 8.4

昭和東南海地震（1944 年 12 月）

震源域：熊野灘から浜名湖沖 規模：マグニチュード 7.9

昭和南海地震（1946 年 12 月）

震源域：潮岬南方沖 規模：マグニチュード 8.0

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果では、この5つの地震の被害を網羅できるように想定した過去地震最大モデルが示され、本市の地震・津波対策を進める上で、軸となる想定として位置付けている。

ほ場整備【P 26他】

ほ場整備とは、耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

防災リーダー【P 34他】

地域における自主的な防災活動を効果的に実践するために、必要な調整や指導などを中心的に行う人。

ま

水防災意識社会再構築ビジョン【P 16他】

平成 27 年 9 月に発生した「関東・東北豪雨」を踏まえ、同年 12 月、国土交通省が、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、令和 2 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うために策定したもの。各地域において河川管理者・都道府県・市町村等か

らなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとしている。

密集市街地【P 1 5他】

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

民間プローブ情報【P 2 8他】

自動車メーカーやカーナビメーカー各社の会員制カーナビに搭載されたGPS機能から取得される一般車両の走行データのことであり、ドライバーへの情報提供による走行支援や物流事業者による運行管理などに活用されている。

や

要配慮者【P 1 8他】

高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人。

ら

リスクシナリオ【P 1 2他】

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

罹災証明書【P 3 5他】

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。

リスクコミュニケーション【P 1 4他】

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 (1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-1 建物等の大規模倒壊 や住宅密集地区にお ける火災による多数 の死傷者の発生	(住宅・建築物等の耐震化の促進) ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀の撤去の補助等の施策を推進する必要がある。 (家具の転倒防止事業等の促進) ◇ 地震動による家具の転倒及び通電火災による死傷被害を防ぐため、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具の転倒防止対策等の啓発について、取組を強化するとともに、町民を対象とした家具転倒防止器具取付事業及び感震ブレーカー設置費補助事業を推進する必要がある。 (火災に強いまちづくりの推進) ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する必要がある。また、倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する必要がある。 ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める必要がある。 (地域防災力・企業防災力の向上) ◇ 地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。 (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進) ◇ 大規模自然災害発生時に避難所など防災拠点等となる施設等が機能不全により使用困難とならないよう非構造部材の落下防止対策、機械・設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付対策を推進する必要がある。

リスクナリオ 1-2 不特定多数が集まる 施設の倒壊・火災	(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) ◇ 不特定多数の者が利用する建築物について耐震化の向上を図るため、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発を推進する必要がある。 (不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策) ◇ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用取扱いに関する指導を徹底していく必要がある。 ◇ 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を図る必要がある。 ◇ 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的に施設及び設備の安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る必要がある。 (公共施設等の耐震化の推進・促進) ◇ 地震により防災拠点等となる施設等が機能不全に陥らないために、非構造部材等の落下防止対策等を推進するとともに、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた適切な修繕・更新を推進する必要がある。
リスクナリオ 1-3 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	(河川改修の推進) ◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。 (雨水対策の推進) ◇ 内水氾濫による災害の防止又は軽減を図るため、雨水管、雨水浸透施設を計画的に整備していくとともに町民が負担して設置する雨水貯留タンク設置、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援を継続的に実施する必要がある。 (ハザードマップの作成・周知・啓発) ◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う必要がある。 (河川氾濫からの減災に係る取組の実施) ◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を国・県・町が連携して推進していく必

	要がある。 ◇ 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施していく必要がある。 (ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進) ◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を国・県・町・地域が連携して実施していく必要がある。
リスクナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	(土砂災害対策の推進) ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する必要がある。 ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める必要がある。 (農業用ため池・調整池の安全性向上) ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する必要がある。 ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する必要がある。
リスクナリオ 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	(効果的な教育・啓発の推進) ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。 ◇ 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。 (情報伝達手段・体制の確保) ◇ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。 また、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じるとともに情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達体制に

	ついて検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る必要がある。 ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を進めていく必要がある。
--	--

目標（２）大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	(輸送物資ルートの確保) ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。 (安全・安心な給水の確保) ◇ 安全・安心な給水の確保のため、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び応急給水計画の策定等を推進する必要がある。 (備蓄の推進) ◇ 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者にも食料・飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うとともに、過去の災害の経験から避難所などにおける必要物資についての研究・検討する必要がある。 ◇ 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災組織の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。 (物資調達・受援体制の構築) ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。 (災害時の広域連携の推進) ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制を構築する必要がある。
リスクナリオ 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(消防力の強化) ◇ 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを検討していく必要がある。 ◇ 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材や震災時に有効水利となる耐震性貯水槽等の施設・設備を計画

	的に更新・整備する必要がある。 (災害対応の体制・資機材の強化) ◇ 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。 ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。 (消防団の災害対応力の強化) ◇ 地域防災力の維持・向上に必要な消防団員の入団促進や訓練の充実を図る必要がある。 ◇ 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。
リスクナリオ 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	(災害時における燃料の確保) ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む必要がある。 (災害時における電力の確保) ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備の強化や適切な更新を行っていく必要がある。 (道路等の災害対策の推進) ◇ 大規模自然災害発生時においても、経済活動、町民に及ぼす影響を最小化し、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、道路警戒等を担う建設業の人材等の確保等を推進するとともに緊急輸送道路及び橋梁の地震対策を進める必要がある。
リスクナリオ 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	(帰宅困難者等支援対策の推進) ◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模自然災害等発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。 ◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道

	路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する必要がある。
リスクナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化) ◇ 救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるよう対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。 ◇ 大規模自然発生時に町内が壊滅的な被害を受けた場合、負傷者への医療活動を速やかに実施するため、平常時から医師会、歯科医師会及び薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を図るとともに、DMAT（災害時派遣医療チーム）の運用を行う「東尾張東部医療圏災害医療対策会議」を所管する瀬戸保健所と、大規模自然災害等発生時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する必要がある。 (要配慮者等への支援体制の整備) ◇ 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がいのある方などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所に関する協定を締結している社会福祉施設等との受入体制の整備を推進する必要がある。
リスクナリオ 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(衛生環境の確保等) ◇ 消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等の構築を推進する必要がある。 (避難所の防疫の確保) ◇ 避難者間で麻疹、風しん、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、保育士等による支援体制の整備を図り、避難所での良好な衛生環境の確保を推進する必要がある。 ◇ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により的確に確保できるよう協力体制を推進する必要がある。 (下水道施設の耐震化) ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する必要がある。

	(医療機関等との連携及び活動資機材の整備) ◇ 大規模自然災害等発生時における疫病・感染症等に対する医療機関及び保健所との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。
--	--

目標（３） 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	(地域における防犯体制の強化) ◇ 大規模自然災害等発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する必要がある。 (警察施設の機能確保等) ◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する必要がある。
リスクナリオ 3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下	(業務継続力の強化) ◇ 町は、大規模自然発生時に迅速な災害応急対応活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、その業務の継続と早期復旧を図るため、「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画」等の改定や、訓練の実施により各種計画の実効性の向上を図り、災害対応能力及び業務継続力を強化する必要がある。 (防災拠点等の災害対応力の強化) ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時に避難所など防災拠点等となる施設等において、内外壁や吊り天井等の落下により施設が使用困難とならないよう非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。 (災害時の広域連携の推進) ◇ 大規模自然災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの確保の実効性の向上を図る必要がある。

目標（４） 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化) ◇ 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報等を住民へ情報伝達できるよう、防災拠点等への非常用発電機の整備及び無線公衆無線LANの整備を推進する必要がある。 ◇ 災害時に住民へ確実に円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の適切な管理を行うとともに情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。
リスクナリオ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(多様な情報提供手段の確保) ◇ 住民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。 ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進するとともに大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する必要がある。

目標（５） 大規模自然災害等発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	(個別企業BCP策定等の促進) ◇ 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援を推進する。 特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。 ◇ 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発を推進する必要がある。 また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。
リスクナリオ 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	(燃料供給ルートの確保) ◇ エネルギー供給の長期途絶の回避及び燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。 ◇ 各ライフライン機関との防災訓練又は協定締結により、連携強化を推進する必要がある。
リスクナリオ 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	(自衛消防力の充実強化) ◇ 防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。 (有害物質等の流出防止対策の促進) ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。 ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。
リスクナリオ 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止	(道路等の災害対策の推進) ◇ 緊急輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、

	ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。
リスクナリオ 5-5 食料等の安定供給の 停滞	(食料等の確保) ◇ 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者にも食料・飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うとともに、過去の災害の経験から避難所などにおける必要物資についての研究・検討する必要がある。 ◇ 農業生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、区画整理（ほ場整備）を行い、大区画化による生産能力の拡大、省略化を推進する必要がある。 (農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化) ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

目標（６） 大規模自然災害等発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	（ライフラインの災害対応力強化） ◇ 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する必要がある。 ◇ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者と災害情報を共有するなどの連携強化を推進する必要がある。 ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。 （石油等燃料確保体制の整備） ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む必要がある。 （エネルギー供給源の多様化） ◇ エネルギー供給源を多様化するため、発電、蓄電設備等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
リスクナリオ 6-2 上水道等の長期間に渡る機能停止	（広域的な応援体制の確立） ◇ 大規模自然災害発生時に他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び機材の確保のため、関係業者の協力体制の整備を行う必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。 （水道施設の老朽化対策等の推進） ◇ 被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する必要がある。

	(供給体制の確立) ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する。また、応急給水拠点の整備や排水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む必要がある。 (復旧体制の強化) ◇ 大規模自然災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する必要がある。
リスクナリオ 6-3 下水道施設等の長期間に渡る機能停止	(マンホールトイレの整備) ◇ 大規模自然災害時における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に設置された災害用マンホールの適正な管理を行う必要がある。 (下水道施設の耐震化等の推進) ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する必要がある。 (廃棄物の処理体制の整備) ◇ 大規模自然災害等発生時に、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する必要がある。
リスクナリオ 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備) ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。 (道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化) ◇ 大規模自然災害発生後、ETC 2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する必要がある。

リスクナリオ 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	(水の安定供給体制の確保) ◇ 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。 ◇ 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。
リスクナリオ 6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態	(避難所運営体制の整備) ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。また、区・自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。 (避難所の耐震化等の推進) ◇ 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。 (要配慮者等への支援体制の整備) ◇ 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。 ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。 (避難所備蓄品の確保) ◇ 避難所用備蓄品については、避難者の情報伝達手段として設置している特設公衆電話とともに適切な管理を行い、常に内容の検討・追加を推進する必要がある。 ◇ 各自主防災組織が整備する避難所用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する必要がある。

目標（７） 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 7-1 市街地での大規模火災の発生	(消防・救急活動能力の充実・強化) ◇ 大規模自然災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等のさらなる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防や警察とともに地域で活動していく消防団、自主防災組織及び女性防災クラブについて、町・地域が一体となって組織の充実・強化を図っていく必要がある。 (火災に強いまちづくりの推進) ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する必要がある。また、倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する必要がある。 ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する必要がある。 ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員４メートルの確保に努める必要がある。 (不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策) ◇ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用取扱いに関する指導を推進する必要がある。 ◇ 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する必要がある。 ◇ 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する必要がある。
リスクナリオ 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺	(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進) ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する必要がある。 ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀

	の撤去の補助等の施策を推進する必要がある。 (災害情報の収集体制の強化) ◇ 各種観測データを活用することにより、被害情報の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。
リスクナリオ 7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	(ため池の防災対策の推進) ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する必要がある。 ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する必要がある。 (排水機場等の防災対策の推進) ◇ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を進めていく必要がある。 ◇ 排水機場等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。【国・県・町】
リスクナリオ 7-4 有害物質の大規模拡散・流出	(有害物質の漏えい等の防止対策の推進) ◇ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。 (石綿飛散防止対策の推進) ◇ 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し住民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。 ◇ 町内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。 (PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減) ◇ 建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。 (環境監視体制の整備・強化) ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を

	確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。 (特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進) ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する必要がある。
リスクナリオ 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備) ◇ 地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び大規模自然災害時における自律的な復旧活動の体制整備を推進する必要がある。 (適正な森林の整備・保全) ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する必要がある。 ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する必要がある。
リスクナリオ 7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化) ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

目標（８） 大規模自然災害等発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(災害廃棄物処理計画の策定) ◇ 災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物処理行動マニュアルを作成し、災害廃棄物処理体制の充実を推進する必要がある。 (廃棄物に含まれる有害物質の適正処理) ◇ PCBや石綿、フロンなど、廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者等への指導を行い周知徹底する必要がある。 (廃棄物処理施設の災害対応力の強化) ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。 ◇ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。
リスクナリオ 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(業務継続力の強化) ◇ 町は、大規模自然発生時に迅速な災害応急対応活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、その業務の継続と早期復旧を図るため、「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画」等の改定や、訓練の実施により各種計画の実効性の向上を図り、災害対応能力及び業務継続力を強化する必要がある。 (防災拠点等の災害対応力の強化) ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する必要がある。 (地方行政機関の機能低下の回避) ◇ 大規模自然災害等発生時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する必要がある。 (復旧・復興を担う人材等の育成等) ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進すると

	ともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。 ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、円滑な道路啓開が実施されるよう常日頃から協力体制の構築を推進する必要がある。 (災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築) ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める必要がある。 ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。 (事前復旧・復興体制の強化) ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。
リスクナリオ 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(地域コミュニティ力の強化に向けた支援) ◇ 自主防災組織及び女性防災クラブの育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化を推進する必要がある。 (地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避) ◇ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察・消防を含む）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。 (警察施設の機能確保等) ◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する必要がある。
リスクナリオ 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応) ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する必要がある。

リスクナリオ 8-5 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態	(罹災証明書の迅速な発行) ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する必要がある。 (応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組) ◇ 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ、住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。 ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。 (自宅住居による生活再建の促進) ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。 ◇ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適切かつ迅速にできる体制の構築を推進する必要がある。
--	--

1 個別施策分野

(1) 行政機能／警察・消防等

【行政機能】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- ◇ 大規模自然災害発生時に避難所など防災拠点等となる施設等が機能不全により使用困難とならないよう非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付対策を推進する必要がある。【町】 (1-1) (1-2) (3-2) (6-6)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- ◇ 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施を推進する必要がある。【国・県・町】 (1-3)

(備蓄の推進)

- ◇ 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者にも食料・飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うとともに、過去の災害の経験から避難所などにおける必要物資についての研究・検討する必要がある。【町】 (2-1)

(災害時の広域連携の推進)

- ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制を構築する必要がある。【町】 (2-1)

(下水道施設の耐震化)

- ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する必要がある。【県・町】 (2-6)

(地域における防犯体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する必要がある。【町・地域】 (3-1)

(防災拠点等の災害対応力の強化)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する必要がある。【町・地域】 (3-2) (8-2)

(避難所備蓄品の確保)

- ◇ 避難所用備蓄品については、避難者の情報伝達手段として設置している特設公衆電話とともに適切な管理を行い、常に内容の検討・追加を推進する必要がある。【町】 (6-6)

(業務継続力の強化)

- ◇ 町は、大規模自然発生時に迅速な災害応急対応活動や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、その業務の継続と早期復旧を図るため、「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画」等の改定や、訓練の実施により各種計画の実効性の向上を図り、災害対応能力及び業務継続力を強化する必要がある。【町】 (3-2) (8-2)

(事前復旧・復興体制の強化)

- ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。【県・町】 (8-2)

(地方行政機関の機能低下の回避)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避するための体制・施設の強化を推進する必要がある。【国・県・町】 (8-3)

(罹災証明書の迅速な発行)

- ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する必要がある。【町】 (8-5)

(自宅住居による生活再建の促進)

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-5)

【警察・消防等】

(災害対応の体制・資機材の強化)

- ◇ 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。【国・県・尾三消防組合】 (2-2)

(消防団の災害対応力の強化)

- ◇ 地域防災力の維持・向上に必要不可欠な消防団員の入団促進や訓練の充実を図る必要がある。【町】 (2-2)
- ◇ 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。【町】 (2-2)

(警察施設の機能確保等)

- ◇ 警察施設の機能が十分発揮されるよう、適切な管理を行うとともに、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備など災害時における警察機能の確保を推進する必要がある。【県】 (3-1) (8-3)

(消防・救急活動能力の充実・強化)

- ◇ 大規模自然災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等のさらなる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防や警察とともに地域で活動していく消防団、自主防災組織及び女性防災クラブについて、町・地域が一体となって組織の充実・強化を図っていく必要がある。【国・県・町・地域・尾三消防組合】 (7-1)

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- ◇ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察・消防を含む）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。【県・尾三消防組合・町】 (8-3)

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

- ◇ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置、危険なブロック塀の撤去の補助等の施策を推進する必要がある。【町・地域・民間】 (1-1) (1-5) (7-2)

(家具の転倒防止事業等の促進)

- ◇ 地震動による家具の転倒及び通電火災による死傷被害を防ぐため、広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具の転倒防止対策等の啓発について、取組を強化するとともに、町民を対象とした家具転倒防止器具取付事業及び感震ブレーカー設置費補助事業を推進する必要がある。【町】 (1-1)

(火災に強いまちづくりの推進)

- ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する必要がある。また、倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- ◇ 不特定多数の者が利用する建築物について耐震化の向上を図るため、民間施設関係団体等へ耐震化の必要性の啓発を推進する必要がある。【国・県・町】 (1-2)

(河川改修の推進)

- ◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。【県・町】 (1-3)

(雨水対策の推進)

- ◇ 内水氾濫による災害の防止又は軽減を図るため、雨水管、雨水浸透施設を計画的に整備していくとともに町民が負担して設置する雨水貯留タンク設置、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援を継続的に実施する必要がある。【町・地域】 (1-3)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- ◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う必要がある。【県・町・地域】 (1-3)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- ◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を国・県・町が連携して推進していく必要がある。【国・県・町・地域】 (1-3)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- ◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を国・県・町・地域が連携して実施していく必要がある。【国・県・町・地域・民間】 (1-3) (7-3)

(安全・安心な給水の確保)

- ◇ 安全・安心な給水の確保のため、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び応急給水計画の策定等を推進する必要がある。【県・町・愛知中部水道企業団】 (2-1)

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する必要がある。【水資源機構・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(広域的な応援体制の確立)

- ◇ 大規模自然災害発生時に他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに応急措置や復旧を行う要員及び機材の確保のため、関係業者の協力体制の整備を行う必要がある。【町・水資源機構】 (6-2)
- ◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。【町】 (6-2)

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する必要がある。【町】 (6-3)

(水の安定供給体制の確保)

- ◇ 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。【国・水資源機構・県・町】 (6-5)
- ◇ 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。【国・水資源機構・県・町】 (6-5)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する必要がある。【県・町・地域】 (7-2)

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-2)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- ◇ 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ、住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。【県・町】 (8-5)
- ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-5)

(自宅住居による生活再建の促進)

- ◇ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適切かつ迅速にできる体制の構築を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-5)

(3) 保健医療・福祉

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- ◇ 救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。【町・民間】 (2-5)
- ◇ 大規模自然発生時に町内が壊滅的な被害を受けた場合、負傷者への医療活動を速やかに実施するため、平常時から医師会、歯科医師会及び薬剤師会と防災訓練などを通じた連携強化を図るとともに、DMAT（災害時派遣医療チーム）の運用を行う「東尾張東部医療圏災害医療対策会議」を所管する瀬戸保健所と、大規模自然災害等発生時の医師などの派遣について会議を通じた連携強化を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (2-5)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- ◇ 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がいのある方などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、福祉避難所に関する協定を締結している社会福祉施設等への受入体制の整備を推進する必要がある。【町・民間】 (2-5)
- ◇ 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。【町・民間】 (6-6)
- ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【町・地域】 (6-6)

(衛生環境の確保等)

- ◇ 消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等の構築を推進する必要がある。【県・町】 (2-6)

(避難所の防疫の確保)

- ◇ 避難者間で麻疹、風しん、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、保育士等による支援体制の整備を図り、避難所での良好な衛生環境の確保を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (2-6)
- ◇ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により的確に確保できるよう協力体制を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (2-6)

(下水道施設の耐震化)

- ◇ 下水道施設の破損による疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進する必要がある。【県・町】 (2-6)

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時における疫病・感染症等に対する医療機関及び保健所との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。【町・民間】 (2-6)

(災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築)

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める必要がある。【町・民間・地域】 (8-2)
- ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【町・民間】 (8-2)

4 エネルギー

(災害時における燃料の確保)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む必要がある。【町・地域・民間】 (2-3)

(災害時における電力の確保)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備の強化や適切な更新を行っていく必要がある。【町・地域】 (2-3)

(燃料供給ルートの確保)

- ◇ エネルギー供給の長期途絶の回避及び燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進する必要がある。【国・県・町】 (5-2)
- ◇ 大規模自然災害発生時の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (5-2)
- ◇ 各ライフライン機関との防災訓練又は協定締結により、連携強化を推進する必要がある。【町・民間】 (5-2)

(ライフラインの災害対応力強化)

- ◇ 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する必要がある。【民間】 (6-1)
- ◇ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者と災害情報を共有するなどの連携強化を推進する必要がある。【民間】 (6-1)
- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。【町・民間】 (6-1)

(石油等燃料確保体制の整備)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設において必要な非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両用の燃料を確保するため、石油業協同組合などの燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整に取り組む必要がある。【町・地域・民間】 (6-1)

(エネルギー供給源の多様化)

- ◇ エネルギー供給源を多様化するため、発電、蓄電設備等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。【国・県・町・地域・民間】 (6-1)

5) 情報通信

(効果的な啓発の推進)

- ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。【町】 (1-5)

(情報伝達手段・体制の確保)

- ◇ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じるとともに情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達体制について検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る必要がある。【町】 (1-5)
- ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を進めていく必要がある。【県・町・民間】 (1-5)

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- ◇ 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報等を住民へ情報伝達できるよう、防災拠点等への非常用発電機の整備及び無線公衆無線LANの整備を推進する必要がある。【町】 (4-1)
- ◇ 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の適切な管理を行うとともに情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。【県・町】 (4-1)

(多様な情報提供手段の確保)

- ◇ 住民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。【町・民間】 (4-2)
- ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進するとともに大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (4-2)

(災害情報の収集体制の強化)

- ◇ 各種観測データを活用することにより、被害情報の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。【県・町】 (7-2)

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【町】 (7-6)

〔6〕 産業・経済

（地域防災力・企業防災力の向上）

- ◇ 地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。【町・地域・民間】（1-1）

（個別企業BCP策定等の促進）

- ◇ 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援を推進する。特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。【町・民間】（5-1）
- ◇ 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発を推進する必要がある。
また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。【尾三消防組合・町・民間】（5-1）

（自衛消防力の充実強化）

- ◇ 防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生させるおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。【尾三消防組合・町・民間】（5-3）

（有害物質等の流出防止対策の促進）

- ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【県・尾三消防組合・町・民間】（5-3）
- ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【県・町・民間】（5-3）

(7) 交通・物流

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。【県・町・民間】 (2-1)

(災害対応の体制・資機材の強化)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【国・県・町・民間】 (2-2)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- ◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模自然災害等発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。【町・民間】 (2-4)
- ◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する必要がある。【町・民間】 (2-4)

(道路等の災害対策の推進)

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。【国・県・町・民間】 (5-4)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。【国・県・町・民間】 (2-1) (5-4) (6-4)
- ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【国・県・町・民間】 (6-4)

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生後、ETC 2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (6-4)

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、災害時において、円滑な道路啓開が実施されるよう常日頃から協力体制の構築を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-2)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する必要がある。【県・町】 (8-4)

⑧ 農林水産

(農業用ため池・調整池の安全性向上)

- ◇ 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する必要がある。【県・町・水資源機構・地域・民間】 (1-4) (7-3)
- ◇ 農業用ため池について、地震や集中豪雨などにより堤体が決壊した場合の被害を周知し、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの適切な更新及び公表を推進する必要がある。【県・町・地域】 (1-4) (7-3)

(食料等の確保)

- ◇ 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者にも食料・飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うとともに、過去の災害の経験から避難所などにおける必要物資についての研究・検討する必要がある。【町・民間】 (5-5)
- ◇ 農業生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、区画整理（ほ場整備）を行い、大区画化による生産能力の拡大、省略化を推進する必要がある。【町】 (5-5)

(農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化)

- ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県・町】 (5-5)

9) 環境

(有害物質等の流出防止対策の促進)

- ◇ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【県・尾三消防組合・町・民間】 (5-3)
- ◇ 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【県・町・民間】 (5-3)

(マンホールトイレの整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に設置された災害用マンホールトイレの適正な管理を行う必要がある。 (6-3) 【町】

(廃棄物の処理体制の整備)

- ◇ 大規模自然災害等発生時に、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する必要がある。【町・日進市】 (6-3)

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- ◇ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。【町・民間】 (7-4)

(石綿飛散防止対策の推進)

- ◇ 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し住民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。【県・町・地域・民間】 (7-4)
- ◇ 町内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。【町】 (7-4)

(ＰＣＢ廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

- ◇ 建屋倒壊等によるＰＣＢの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、ＰＣＢ含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。【町・民間】 (7-4)

(環境監視体制の整備・強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。【県・町・民間】 (7-4)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する必要がある。【民間】（7-4）

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ◇ 災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物処理行動マニュアルを作成し、災害廃棄物処理体制の充実を推進する必要がある。【町】（8-1）

(廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- ◇ P C Bや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者等への指導を行い周知徹底する必要がある。【県・町・民間】（8-1）

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。【県・町・尾三衛生組合】（8-1）
- ◇ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。【県・町・尾三衛生組合・民間】（8-1）

10 地域保全・土地利用

(土砂災害対策の推進)

- ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する必要がある。【県・町・地域】(1-4)
- ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める必要がある。【町】(1-4)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ◇ 主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【県・町・地域】(1-5)

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理及び大規模自然災害時における自律的な復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【県・町・水資源機構・地域】(7-5)

(適正な森林の整備・保全)

- ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する必要がある。【県・町・地域】(7-5)
- ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する必要がある。【県・町・地域】(7-5)

2 横断的施策分野

(1) リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の向上)

- ◇ 地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。【町・地域・民間】 (1-1)

(ハザードマップの作成・周知・啓発)

- ◇ 水位周知河川及びため池について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを更新し、住民への周知徹底を行う必要がある。【県・町・地域】 (1-3)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- ◇ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進していく必要がある。【国・県・町・地域】 (1-3)

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- ◇ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップなどの作成支援、災害情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策をハード対策と組み合わせて実施することにより、より効果的な浸水対策を国・県・町・地域が連携して実施していく必要がある。【国・県・町・地域・民間】 (1-3) (7-3)

(土砂災害対策の推進)

- ◇ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導などを実施し、住民の防災意識向上を推進する必要がある。【県・町・地域】 (1-4)
- ◇ 大規模盛土変動予測調査を行い、宅地の安定性についての調査を進める必要がある。【町】 (1-4)

(効果的な教育・啓発の推進)

- ◇ 地域安心メール、広報紙、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。【町】 (1-5)

(備蓄の推進)

- ◇ 避難所への避難者及び在宅避難など避難所以外にいる避難者にも食料・飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行うとともに、過去の災害の経験から避難所などにおける必要物資についての研究・検討する必要がある。【町】 (2-1)
- ◇ 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベントや自主防災組織の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【町・地域・民間】 (2-1)

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- ◇ 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐に渡る分野に課題が及ぶことから、大規模自然災害等発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。【町・民間】 (2-4)

- ◇ 国道 153 号豊田西バイパス、主要地方道瀬戸大府東海線など主要道路上等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、民間事業者等との連携や帰宅困難者用に食料、飲料水、徒歩帰宅支援マップなどの備蓄配備を推進する必要がある。【町・民間】（2-4）

（地域における防犯体制の強化）

- ◇ 大規模自然災害等発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する必要がある。【町・地域】（3-1）

（避難所運営体制の整備）

- ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。また、区・自治会、自主防災組織や女性防災クラブとの協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。【町・地域】（6-6）

（避難所備蓄品の確保）

- ◇ 各自主防災組織が整備する避難所用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を推進する必要がある。【町・地域】（6-6）

（PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減）

- ◇ 建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。【町・民間】（7-4）

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- ◇ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【町】（7-6）

（災害ボランティアの円滑な受け入れ・活動体制の構築）

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人一人の質の向上に努める必要がある。【町・民間・地域】（8-2）
- ◇ 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【町・民間】（8-2）

（地域コミュニティ力の強化に向けた支援）

- ◇ 自主防災組織及び女性防災クラブの育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る必要がある。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化を推進する必要がある。【町・地域】（8-3）

② 老朽化対策

(河川改修の推進)

- ◇ 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。【県・町】 (1-3)

(農林水産業に係る農業用施設の災害対応力の強化)

- ◇ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業用施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県・町】 (5-5)

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する必要がある。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する必要がある。【町】 (6-3)

(避難所の耐震化等の推進)

- ◇ 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び非構造部材の落下防止対策、機械設備・事務機器等の転倒防止及び窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付対策を推進する必要がある。【町・地域】 (6-6)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する必要がある。【民間】 (7-4)

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- ◇ 老朽化した尾三衛生組合のごみ焼却施設の計画的な改修を推進する必要がある。【県・町・尾三衛生組合】 (8-1)

③ 産学官民・広域連携

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。【県・町・民間】 (2-1)

(災害時の広域連携の推進)

- ◇ 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する必要がある。【町】 (2-1)

(ライフラインの災害対応力強化)

- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。【町・民間】 (6-1)

(広域的な応援体制の確立)

- ◇ 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。【町】 (6-2)

(復旧体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する必要がある。【町・民間・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(環境監視体制の整備・強化)

- ◇ 大規模自然災害等発生時にも、環境面における住民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。【県・町・民間】 (7-4)

(適正な森林の整備・保全)

- ◇ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する。【県・町・地域】
- ◇ 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する。【県・町・地域】

4) 将来的課題

(火災に強いまちづくりの推進)

- ◇ 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業・地区計画等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する必要がある。また、倒壊や火災の危険性のある空家等に対し、適正管理及び除去等を推進する必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 大規模自然災害発生時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を推進する必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)
- ◇ 良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを進め、狭あい道路の解消のため、幅員4メートルの確保に努める必要がある。【町・地域】 (1-1) (7-1)

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- ◇ 大規模自然災害発生時に防災拠点等となる施設等が機能不全に陥らないために、非構造部材等の落下防止対策等を推進するとともに、東郷町公共施設等総合管理計画に基づいた適切な修繕・更新を推進する必要がある。【町】 (1-1) (1-2)

(情報伝達手段・体制の確保)

- ◇ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障がいのある方、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じるとともに情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、同報系防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達体制について検討し、住民への情報伝達体制の確保を図る必要がある。【町】 (1-5)
- ◇ 川の増水や氾濫、道路の冠水等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、河川監視カメラの整備を進めていく必要がある。【県・町・民間】 (1-5)

(物資調達・受援体制の構築)

- ◇ 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。【県・町・民間】 (2-1)

(道路等の災害対策の推進)

- ◇ 緊急輸送道路等における道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【国・県・町・民間】 (2-2)
- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路及び橋梁の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。【国・県・町・民間】 (5-4)

(防災拠点等の災害対応力の強化)

- ◇ 災害対策本部のある役場庁舎、活動拠点となる町民会館、総合体育館、福祉避難所となるいこまい館や避難所など防災拠点等となる施設の適切な管理を行うとともに、非常用電源の充実など必要な措置を推進する必要がある。【町・地域】 (3-2) (8-2)
- ◇ 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進するとともに大規模自然災害発生時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (4-2)

(個別企業BCP策定等の促進)

- ◇ 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援を推進する。特に、セミナーや研修講座などを商工会等と連携してPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。【町・民間】 (5-1)

(ライフラインの災害対応力強化)

- ◇ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。【町・民間】 (6-1)

(水道施設の老朽化対策の推進)

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、被災時の給水拠点となる配水池の適切な管理を進めるとともに、重要給水拠点への管路の耐震化及び老朽管の更新を推進する必要がある。【町・水資源機構・愛知中部水道企業団】 (6-2)

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ◇ 災害時の下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化した下水道管の更新を推進する必要がある。【町】 (6-3)

(迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備)

- ◇ 緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路への幹線道路ネットワークの構築を図る必要がある。【国・県・町・民間】 (6-4)
- ◇ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【国・県・町・民間】 (6-4)

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- ◇ 大規模自然災害発生後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・町・民間】 (6-4)

(避難所運営体制の整備)

- ◇ 円滑な避難所開設・運営に向けて、研修及び訓練等を通じて、職員の意識及び実践力を向上させる。
また、区・自治会、自主防災組織や女性防災クラブとの協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。【町・地域】 (6-6)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- ◇ 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【町・地域】 (6-6)

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- ◇ 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀・屋外広告物等の耐震対策、落下防止対策に対する所有者への指導・助言を推進する必要がある。【県・町・地域】 (7-2)

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- ◇ 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【民間】 (7-4)

(事前復旧・復興体制の強化)

- ◇ 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。【県・町】 (8-2)

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応)

- ◇ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的な取組を推進する必要がある。【県・町】 (8-4)

(罹災証明書の迅速な発行)

- ◇ 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から従事者を対象とする住家の被害認定調査業務実務研修等の実施を推進する必要がある。【町】 (8-5)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- ◇ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-5)

(自宅住居による生活再建の促進)

- ◇ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県・町・民間】 (8-5)

東郷町地域強靱化計画

令和2年8月

東郷町 総務部安全安心課

〒470-0162 東郷町大字春木字羽根穴1番地

T E L : 0561-56-0719 F A X : 0561-38-0001

E-mail : tgo-anzen@town.aichi-togo.lg.jp